

徳島市障害者計画及び
徳島市障害福祉計画
(案)

徳 島 市

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の基本的考え方	1
1－1 計画策定の背景・目的	1
1－2 計画の位置づけ	2
1－3 計画とSDGsの関係	3
1－4 計画の期間	3
2 計画の策定体制及び推進体制	4
2－1 計画の策定体制	4
2－2 計画の推進体制	5
3 障害者の現状	6
3－1 身体障害者の現状	6
3－2 知的障害者の現状	9
3－3 精神障害者の現状	11
3－4 難病患者の現状	12
3－5 障害福祉サービス受給者の現状	13
3－6 障害児通所支援受給者の現状	15
第2章 今後の障害者施策の基本的考え方	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
第3章 障害者計画施策体系	18
1 施策体系	18
2 計画の施策体系とSDGsの関係	19
第4章 障害者計画の各論	20
基本目標1 障害者の社会参加の促進	20
1－1 社会参加の促進	20
1－2 スポーツ・文化芸術活動等の振興	23
1－3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	24
1－4 障害者団体等への支援	26
<基本目標1の目標指標>	27
基本目標2 障害者の福祉に関する相談機能の充実	28
2－1 相談機能の充実	28
2－2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	31
2－3 障害児支援の推進	34
<基本目標2の目標指標>	39
基本目標3 障害者の就労・生活の支援	40
3－1 福祉的就労の支援	40
3－2 就労への支援	42
3－3 障害福祉サービス等の充実	44
3－4 経済的負担の軽減	47
<基本目標3の目標指標>	49
基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり	50
4－1 住居の確保・改善への支援	50
4－2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	52
4－3 安全・安心の確保	54
4－4 健康づくりの推進	57
<基本目標4の目標指標>	59

第5章 障害福祉計画（第7期）	60
1 基本的事項	60
1－1 第7期計画策定の趣旨	60
1－2 障害福祉サービス等の体系	60
1－3 基本方針	62
2 令和8年度の成果目標	63
2－1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	63
2－2 地域生活支援の充実	64
2－3 福祉施設から一般就労への移行	65
2－4 障害児支援の提供体制の整備	67
2－5 相談支援体制の充実・強化	69
2－6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	71
3 障害福祉サービス・相談支援の必要量の見込み	72
3－1 訪問系サービス	72
3－2 日中活動系サービス	74
3－3 居住系サービス	84
3－4 相談支援	88
4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	91
5 障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み	92
5－1 障害児通所支援	92
5－2 障害児相談支援	96
5－3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	97
6 発達障害者等に対する支援	98
6－1 ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート等の活動（新規）	98
7 地域生活支援事業の必要量の見込み	99
7－1 必須事業	99
7－2 任意事業	110
第6章 資料編	118
1 策定体制	118
2 策定経過	119
3 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議	121
3－1 設置要綱	121
3－2 委員名簿	122
4 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会	123
4－1 設置要綱	123
4－2 委員名簿	124
5 徳島市障害者自立支援協議会	125
5－1 設置要綱	125
5－2 委員名簿	127
6 アンケート調査	128
6－1 調査概要	128
6－2 障害者手帳所持者を対象とした調査結果（抜粋）	129
6－3 市民を対象とした調査結果（抜粋）	135
6－4 障害児通所支援を利用している児童を対象とした調査結果（抜粋）	140
7 障害者福祉に関する用語解説	146

第1章 総論

第1章 総論

1 計画策定の基本的考え方

1－1 計画策定の背景・目的

近年、我が国では、人口減少・少子高齢社会の到来、情報化・グローバル化の進展など、社会構造が急激に変化しています。

こうした中、障害者に関する環境や法制度も大きな転換期を迎えていきます。

我が国における障害者施策に関する基本法として位置づけられている「障害者基本法」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的である旨が規定されています。さらに「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定などの法整備を経て、我が国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

本市では、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、平成30年3月に「徳島市障害者計画」を、令和3年3月に「徳島市障害福祉計画（第6期）」をそれぞれ策定し、様々な施策を展開してきました。

この間、国においては、令和3年6月の「障害者差別解消法」の改正により、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等を図るとともに、令和4年12月の「障害者総合支援法」等の改正により、障害者等の地域生活の支援体制の充実を図ることとされました。

また、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした障害を取り巻く環境の変化の中で、このたび、両計画の見直し時期とともに迎えました。本計画は、前計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえるとともに、「徳島市総合計画2021」における市政運営の中で、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念として、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画（第7期）」を策定するものです。

1－2 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、徳島市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たすものです。

一方「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、徳島市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものであり、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられます。このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

なお、徳島市では、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

また、「障害者計画」及び「障害福祉計画」は、上位計画である「徳島市総合計画2021」及び「第3期徳島市地域福祉計画」をはじめ、他の関連計画との連携を図り、調和を保つとともに、国の「障害者基本計画」や、県の「徳島県障がい者施策基本計画」との整合性を図りながら推進します。

徳島市総合計画 2021

～水都とくしま「新創造」プラン～

第3期徳島市地域福祉計画

徳島市障害者計画

障害のある人に関わる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

徳島市障害福祉計画

障害福祉サービス及び障害児支援等の実施内容と必要な量の見込みを定め、令和8年度までの目標値、見込量の確保のための方策等を明らかにすることを目的としています。

1－3 計画とSDGsの関係

SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

徳島市は令和4年5月に「SDGs未来都市」に選定されていることから、本計画の推進にあたってはSDGsの理念を踏まえた上で各施策に取り組むこととし、SDGsの17のゴールのうち、次のゴールの達成を目指します。



1－4 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年計画、「障害福祉計画（第7期）」は令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。



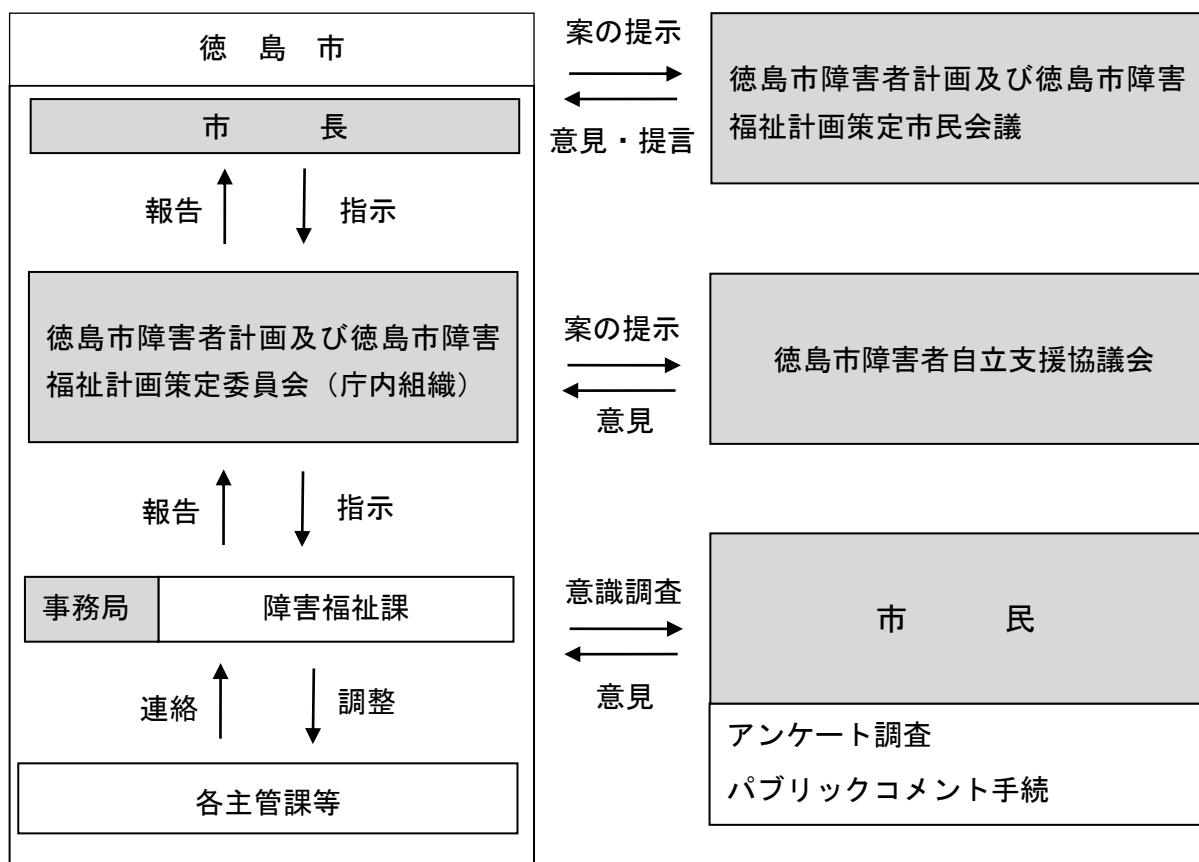
2 計画の策定体制及び推進体制

2-1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く意見を聞くため、学識経験者、障害者団体、福祉関係者、障害当事者及び公募市民等からなる「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議」を設置するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

また、府内策定体制として、「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行いました。

さらに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を推進するうえで、障害者のニーズの把握や市民の意見を反映させるため、障害者及び市民を対象としたアンケート調査やパブリックコメント手続を実施するなど、調査結果を整理分析し、計画策定の基礎資料としました。



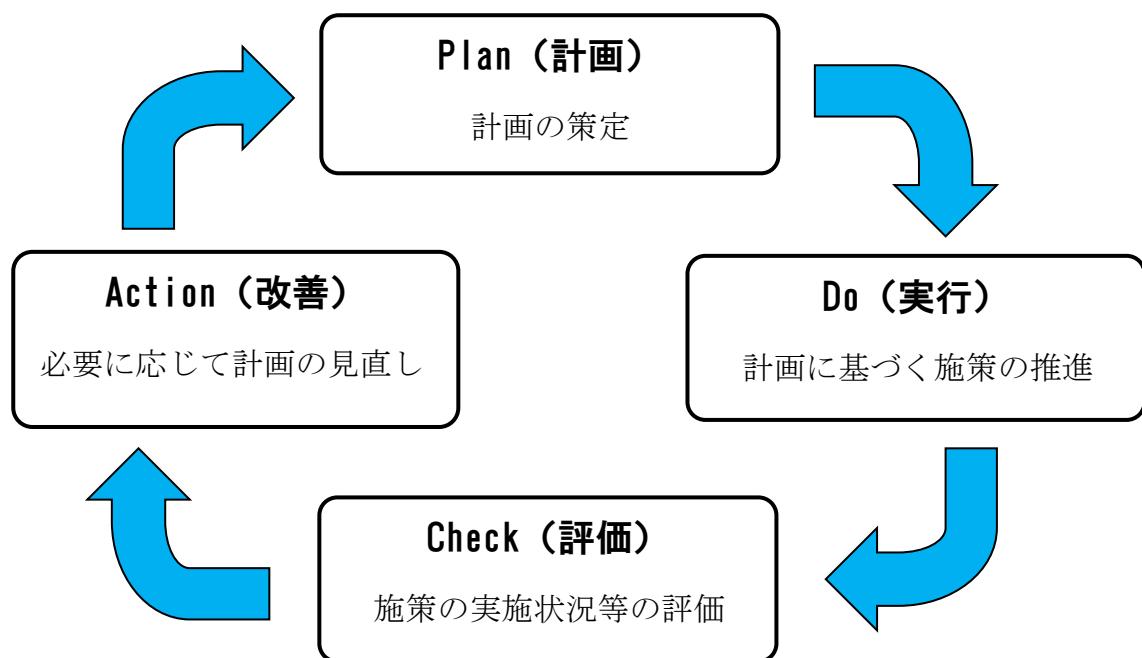
2-2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係各課において相互に連携・協力を図るとともに、県をはじめとした関係行政機関や民間事業者及び障害者団体等とも連携し、それぞれの役割分担と協力のもとに計画を推進します。

また、P D C Aサイクルに沿って、目標の達成状況を毎年度、点検・分析するとともに、「徳島市障害者自立支援協議会」において中間評価を行います。

その結果、目標値と実績値にかい離がある場合には、改善のため、問題点や課題の検討を行います。

また、計画に大きな修正や変更が必要と認められる場合には、計画期間の中間年を目安として見直しを行うなど、継続的に改善を図りながら推進します。



※徳島市障害者自立支援協議会による中間評価を含む

3 障害者の現状

3-1 身体障害者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

令和5年度の身体障害者手帳の所持者数は9,288人で、平成30年度からの5年間で562人(5.7%)減少しており、減少傾向となっています。

障害の等級別にみると、1級と2級をあわせた重度が半数近くを占めています。

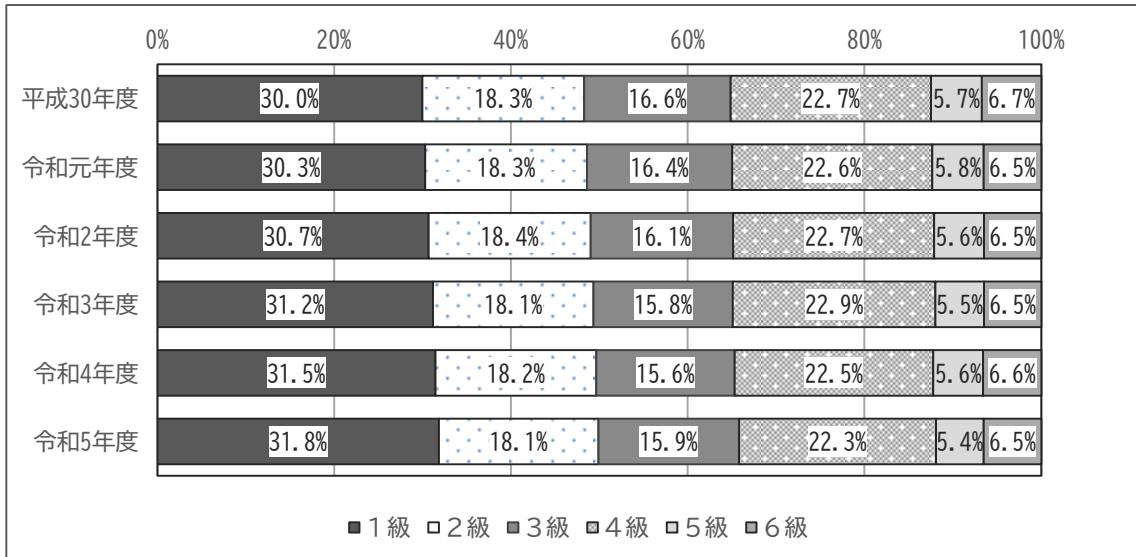
■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移 (単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指標(%)
1級	2,953	2,968	2,992	3,027	2,991	2,958	100
2級	1,804	1,792	1,790	1,760	1,731	1,677	93
3級	1,633	1,608	1,571	1,531	1,487	1,476	90
4級	2,232	2,215	2,218	2,222	2,137	2,071	93
5級	564	570	548	534	536	500	89
6級	664	639	632	629	625	606	91
合計	9,850	9,792	9,751	9,703	9,507	9,288	94

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移



(2) 身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移

障害の種類別にみると、「肢体不自由」の占める割合が45.2%と最も大きく、次いで、「内部障害」(34.8%)、「聴覚・平衡機能障害」(11.0%)、「視覚障害」(8.2%)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(0.8%)と続いています。

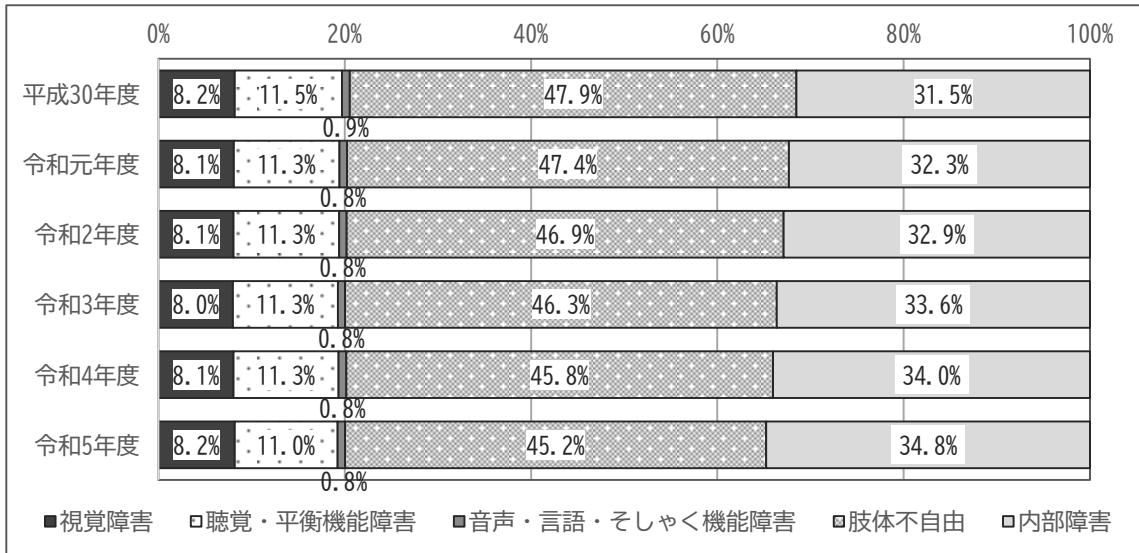
■身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移 (単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数(%)
視覚障害	807	791	785	775	766	759	94
聴覚・平衡機能障害	1,133	1,111	1,105	1,095	1,072	1,026	91
音声・言語・そしゃく機能障害	84	80	80	75	80	76	90
肢体不自由	4,722	4,645	4,574	4,497	4,355	4,199	89
内部障害	3,104	3,165	3,207	3,261	3,234	3,228	104
合計	9,850	9,792	9,751	9,703	9,507	9,288	94

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■身体障害者手帳所持者の部位別構成比の推移



(3) 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

平成30年度から令和5年度までの5年間で、身体障害児（18歳未満）は9人（6.2%）減少しています。また、身体障害者（18歳以上）も553人（5.7%）減少しています。

■身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移

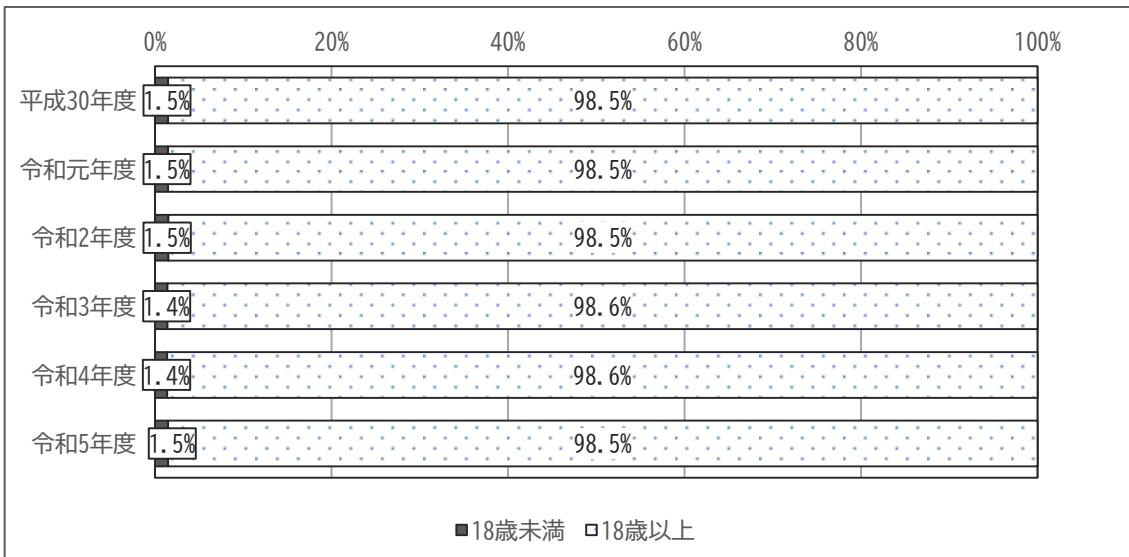
（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数(%)
18歳未満	145	145	146	135	129	136	94
18歳以上	9,705	9,647	9,605	9,568	9,378	9,152	94
合計	9,850	9,792	9,751	9,703	9,507	9,288	94

（注） 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



■18歳未満 □18歳以上

3-2 知的障害者の現状

(1) 療育手帳所持者数（程度別）の推移

令和5年度の療育手帳の所持者数は2,770人で、平成30年度からの5年間で305人（12.4%）増加しています。

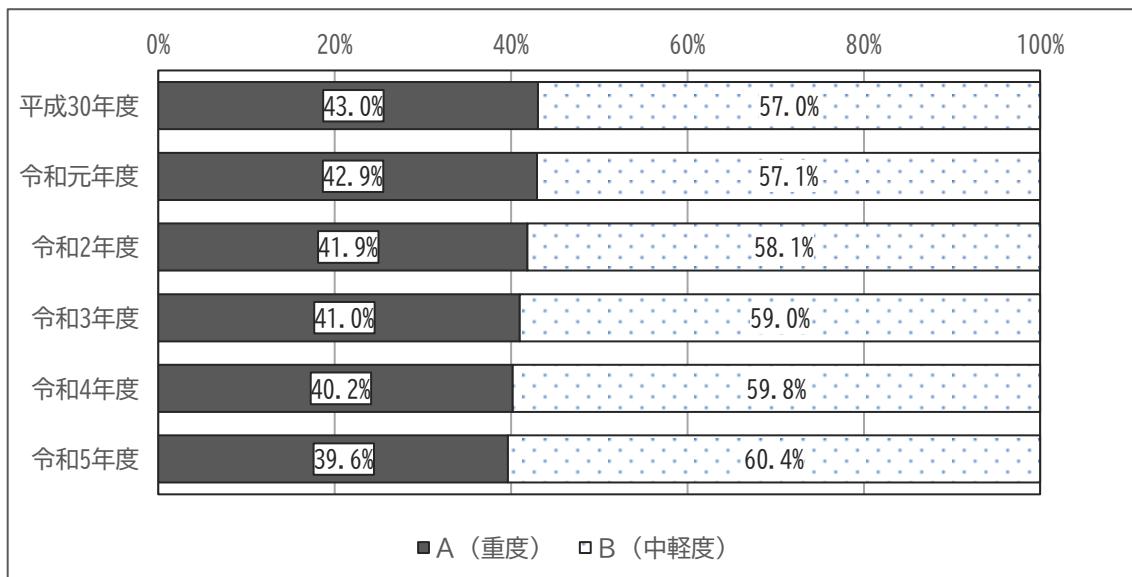
障害の程度別にみると、A（重度）とB（中軽度）ともに人数は増加傾向にあり、特にB（中軽度）は平成30年度からの5年間で268人（19.1%）増加しています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移							(単位：人)
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指標(%)
A（重度）	1,061	1,044	1,052	1,061	1,075	1,098	103
B（中軽度）	1,404	1,388	1,461	1,527	1,601	1,672	119
合計	2,465	2,432	2,513	2,588	2,676	2,770	112

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■療育手帳所持者の程度別構成比の推移



(2) 療育手帳所持者数（年齢別）の推移

平成30年度から令和5年度までの5年間で、知的障害児（18歳未満）は25人（4.2%）減少しています。また、知的障害者（18歳以上）は330人（17.7%）増加しています。

■療育手帳所持者数（年齢別）の推移

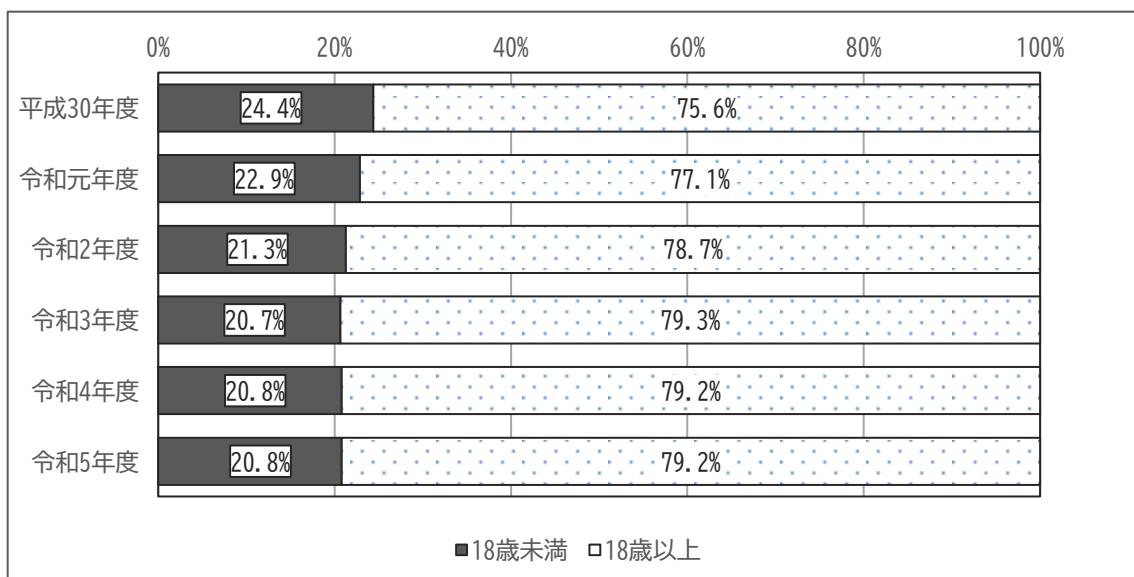
（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指数(%)
18歳未満	601	556	535	535	557	576	96
18歳以上	1,864	1,876	1,978	2,053	2,119	2,194	118
合計	2,465	2,432	2,513	2,588	2,676	2,770	112

（注） 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



■18歳未満 □18歳以上

3-3 精神障害者の現状

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

令和5年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2,611人で、平成30年度からの5年間で657人（33.6%）増加しています。

障害の等級別にみると、3級（軽度）の増加率が高いものとなっています。

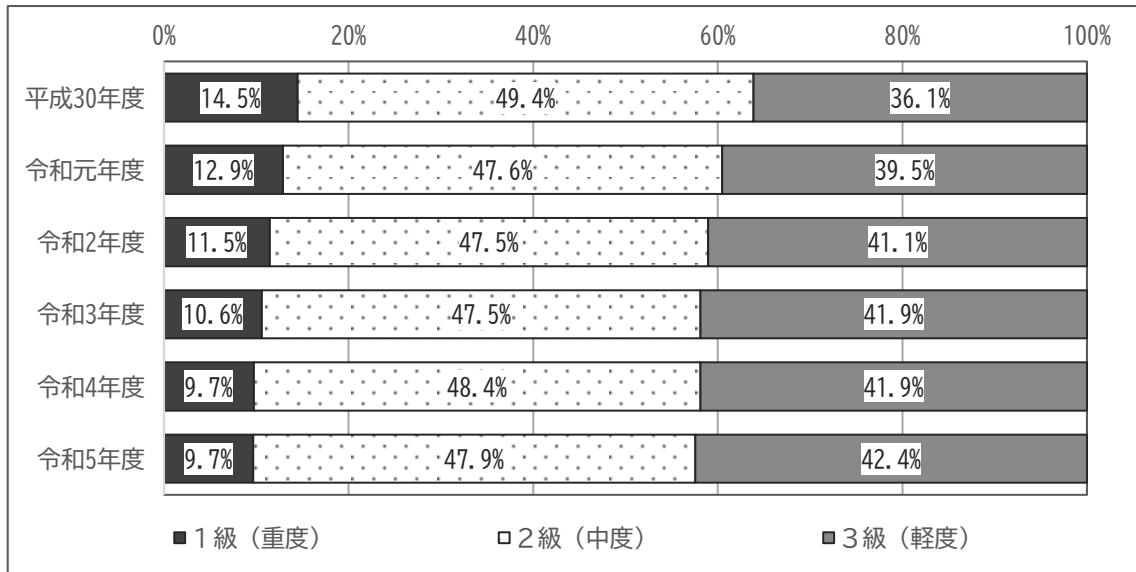
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移 (単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指標(%)
1級（重度）	283	271	256	242	237	252	89
2級（中度）	965	1,000	1,059	1,084	1,180	1,251	130
3級（軽度）	706	830	916	955	1,021	1,108	157
合計	1,954	2,101	2,231	2,281	2,438	2,611	134

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移



3-4 難病患者の現状

(1) 難病患者（特定疾患）医療給付対象者の推移

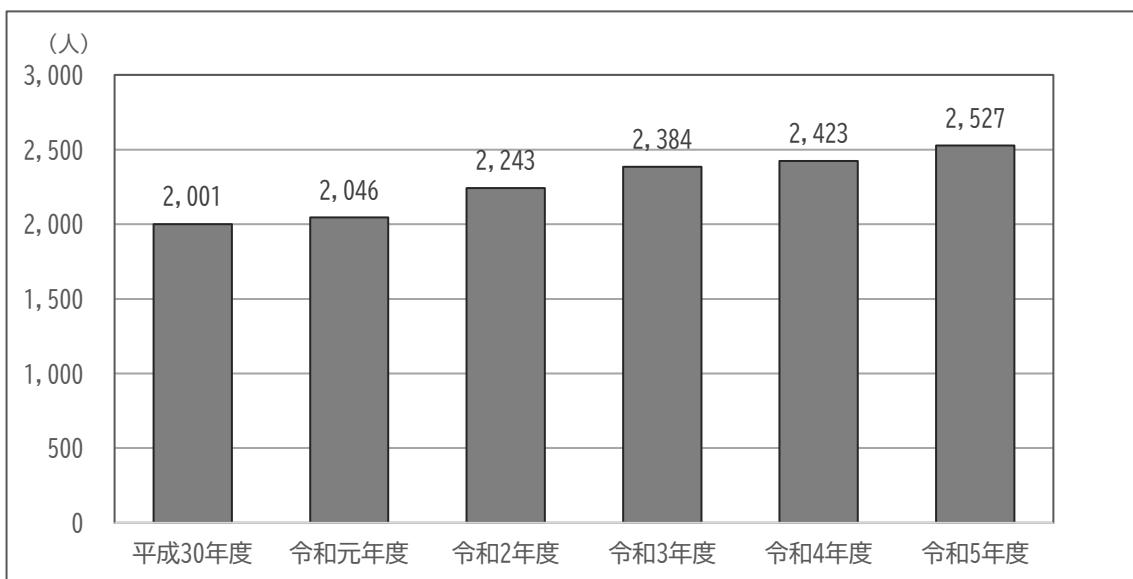
令和5年度の難病患者（特定疾患）医療給付対象者数は2,527人で、平成30年度からの5年間で526人（26.2%）増加しています。

■難病患者（特定疾患）医療給付対象者数の推移 (単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	指標(%)
医療給付対象者数	2,001	2,046	2,243	2,384	2,423	2,527	126

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指標は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値



3-5 障害福祉サービス受給者の現状

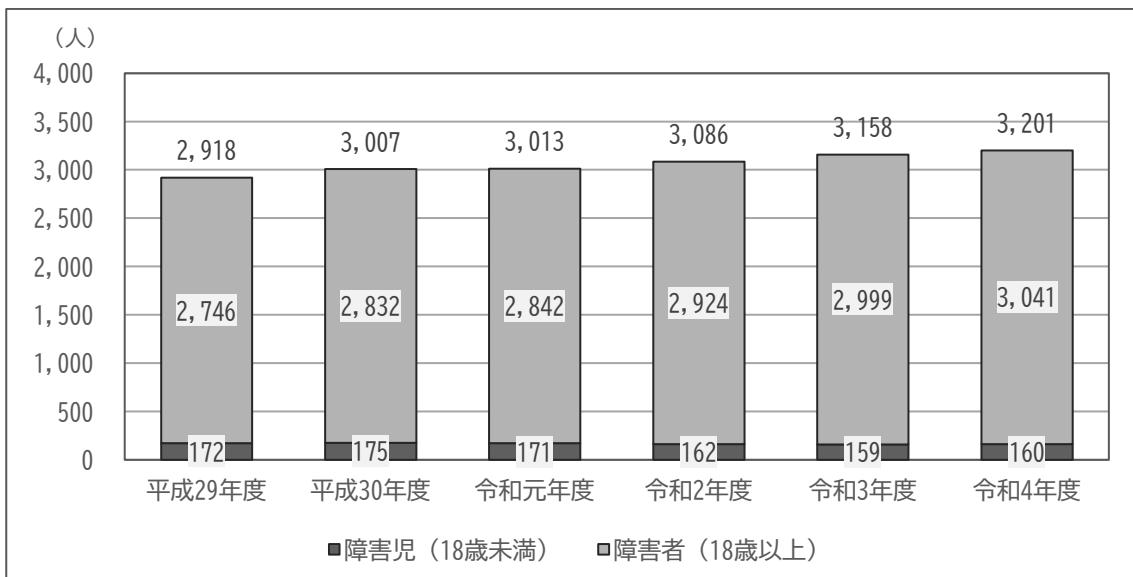
(1) 障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移

令和4年度の障害福祉サービス受給者数は3,201人で、平成29年度からの5年間で、障害児（18歳未満）は12人（7.0%）減少しており、障害者（18歳以上）は295人（10.7%）増加しています。

■障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移							(単位：人)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数(%)
障害児（18歳未満）	172	175	171	162	159	160	93
障害者（18歳以上）	2,746	2,832	2,842	2,924	2,999	3,041	111
合計	2,918	3,007	3,013	3,086	3,158	3,201	110

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



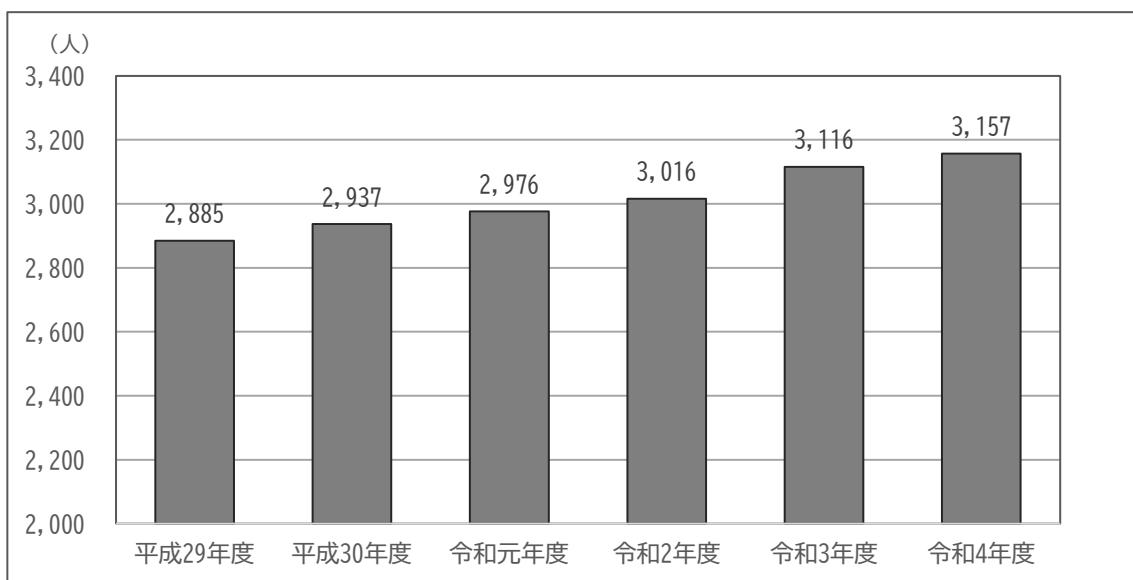
(2) 障害福祉サービス利用者数の推移

令和4年度の障害福祉サービス利用者数は3,157人で、平成29年度からの5年間で、272人(9.4%)増加しています。

■障害福祉サービス利用者数の推移							(単位：人)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数(%)
実利用者数	2,885	2,937	2,976	3,016	3,116	3,157	109

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



3-6 障害児通所支援受給者の現状

(1) 障害児通所支援受給者数の推移

令和4年度の障害児通所支援受給者数は1,997人で、平成29年度からの5年間で、799人(66.7%)増加しています。

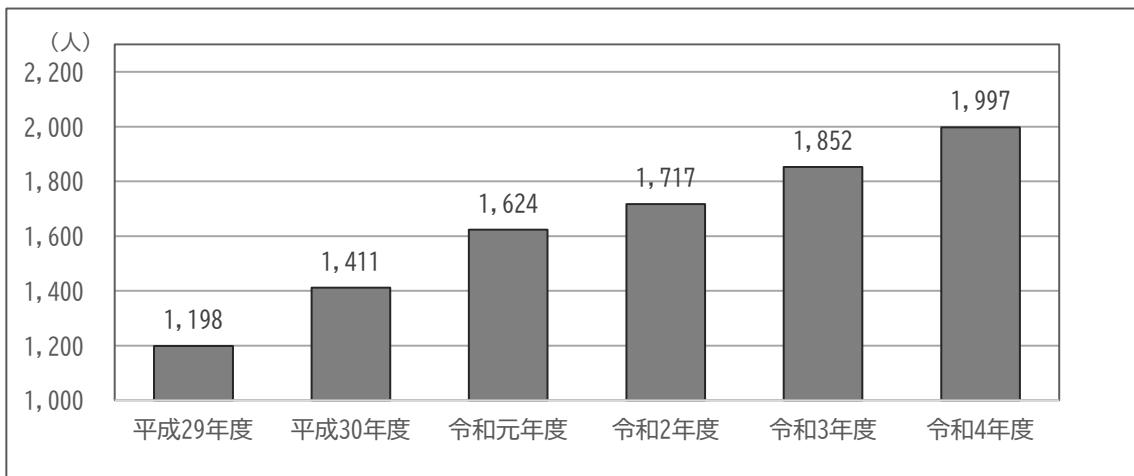
■障害児通所支援受給者数の推移

(単位：人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標(%)
受給者数	1,198	1,411	1,624	1,717	1,852	1,997	167

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



(2) 障害児通所支援利用者数の推移

令和4年度の障害児通所支援利用者数は2,040人で、平成29年度からの5年間で、702人(52.5%)増加しています。

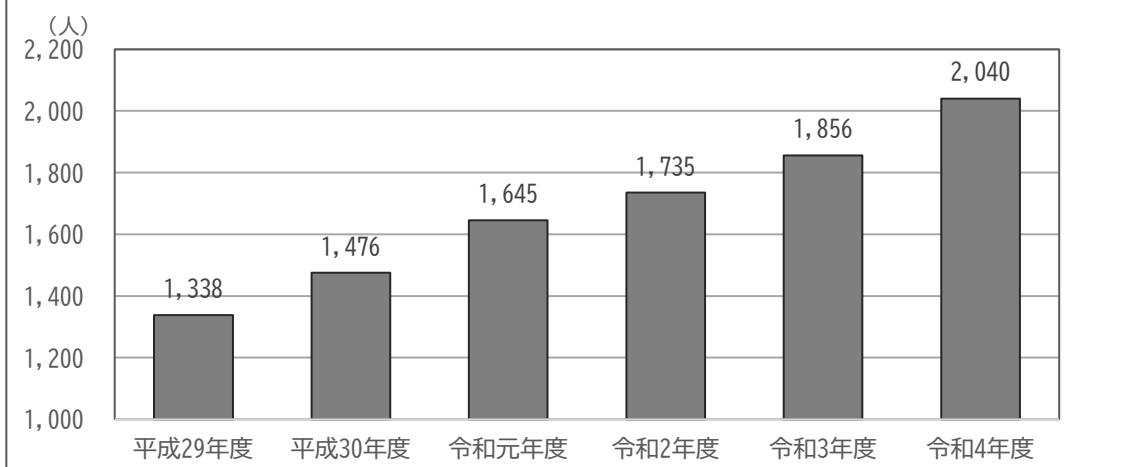
■障害児通所支援利用者数の推移

(単位：人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標(%)
実利用者数	1,338	1,476	1,645	1,735	1,856	2,040	152

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値



第2章 今後の障害者施策の基本的考え方

第2章 今後の障害者施策の基本的考え方

1 基本理念

本市では、市政における最上位計画である「徳島市総合計画 2021」において、まちづくりの基本目標の一つを『多様性を認め合える！個性あふれるまち「とくしま」の創造』と定め、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくりを進めています。また、新たな地域課題に的確に対応するため、今後における地域福祉の方向性等を定めた「第3期地域福祉計画」では、「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として福祉施策を展開しています。

新たな障害者計画及び障害福祉計画を策定するにあたり、こうした趣旨を踏まえるとともに、障害者基本法の目的や理念を踏まえ、誰もが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現」を目指します。

徳島市障害者計画 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく
安心して暮らせる共生社会の実現

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、障害者施策を推進します。

基本目標1 障害者の社会参加の促進

障害者の社会活動への参加意欲を高めるため、参加手段を確保するとともに、スポーツ大会や文化活動等への支援を行います。

また、障害者が必要とする情報を十分に取得・利用できるよう、ＩＣＴ機器の利活用を支援する体制を整備するとともに、意思疎通支援者の養成や派遣を実施し、障害者の情報格差を解消するための取組を促進します。

基本目標2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、生活環境を構築しやすくするために、総合的な相談機能の充実、障害者への差別の解消や虐待防止、権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進めています。

基本目標3 障害者の就労・生活の支援

障害者がその希望や特性に応じて働く機会や場を選択できるよう、地域における雇用と福祉の関係機関が連携し、就労に向けた支援から就職後の定着支援までの包括的な就労支援体制を整備するとともに、生産活動及び創造的活動の機会の提供により、障害者の経済的な安定を図りながら社会との交流ができる場所を提供します。

基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の身体機能や生活方法に適した住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホームの利用推進を図ります。

また、地域での見守り体制の構築、きめ細やかな防災・防犯対策の推進など、ハード・ソフト両面の対策を行い、地域社会の全ての人が障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組みます。

第3章 障害者計画施策体系

第3章 障害者計画施策体系

1 施策体系

基本目標	施策区分	施 策
1 障害者の社会参加の促進	1-1 社会参加の促進	(1) 参加手段の確保と参加機会の拡大 (2) ボランティア活動の推進 (3) 生涯学習の推進
	1-2 スポーツ・文化芸術活動等の振興	(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 芸術・文化・余暇活動の振興
	1-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 行政情報のアクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 情報提供の充実
	1-4 障害者団体等への支援	(1) 障害者団体等の活動基盤に対する支援
2 障害者の福祉に関する相談機能の充実	2-1 相談機能の充実	(1) 相談支援事業の充実
	2-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待の防止 (4) 合理的配慮の提供
	2-3 障害児支援の推進	(1) 障害の早期発見・早期療育の充実 (2) 障害児保育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) ライフステージに応じた相談支援体制の整備
3 障害者の就労・生活の支援	3-1 福祉的就労の支援	(1) 福祉的就労の底上げ (2) 障害者就労施設等からの優先調達の推進
	3-2 就労への支援	(1) 一般就労の拡大 (2) 雇用・就労の支援 (3) 生業の援助
	3-3 障害福祉サービス等の充実	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 生活支援の推進 (4) 適切な施設サービスの推進 (5) 福祉用具の普及促進と利用支援
	3-4 経済的負担の軽減	(1) 医療費負担の軽減 (2) 手当・年金の給付
4 障害者が暮らしやすい環境づくり	4-1 住居の確保・改善への支援	(1) 住居の確保・改善 (2) 居住支援サービスの充実
	4-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進 (2) 歩行空間のバリアフリー化の推進
	4-3 安全・安心の確保	(1) 防災、防犯対策の推進 (2) 見守りネットワークの充実 (3) 外出時の安全確保
	4-4 健康づくりの推進	(1) 障害の要因となる疾病等の予防 (2) 保健事業の推進

2 計画の施策体系とSDGsの関係

計画が目指すSDGsのゴール		関連する施策
3 すべての人に 健康と福祉を 	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	2-1 相談機能の充実 2-3 障害児支援の推進 3-3 障害福祉サービス等の充実 3-4 経済的負担の軽減 4-4 健康づくりの推進
4 質の高い教育を みんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	1-1 社会参加の促進 1-2 スポーツ・文化芸術活動等の振興 1-4 障害者団体等への支援 2-3 障害児支援の推進
8 働きがいも 経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も 全てのための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	3-1 福祉的就労の支援 3-2 就労への支援
10 人や国の不平等 をなくそう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する	1-1 社会参加の促進 1-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 2-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
11 住み続けられる まちづくりを 	目標11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	4-1 住居の確保・改善への支援 4-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進 4-3 安全・安心の確保
16 平和と公正を すべての人に 	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	1-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 2-1 相談機能の充実 2-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

第4章 障害者計画の各論

第4章 障害者計画の各論

基本目標1 障害者の社会参加の促進

1-1 社会参加の促進

◆ 現状と課題 ◆

障害のある人もない人も、共に地域の中で安心して暮らせる共生社会の実現のためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者の社会活動への参加意欲を高めていくことが求められますが、障害者の中には、介助者や交通手段等の関係により、行事等に参加したくてもできない障害者も多いことから、参加手段の確保等が必要となっています。

また、障害者の社会活動への参加を促進するため、障害者を支援するボランティア活動等を推進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 参加手段の確保と参加機会の拡大

【施策の方向】

障害者の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和又は解消し、社会参加の促進を図ります。

【主な取組内容】

① 移動支援事業の推進

屋外において、単独での移動が困難な障害者又は障害児に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

② 自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成

重度障害者本人が就労等に伴い、自動車運転免許を取得する場合に、その経費の一部を助成します。また、自動車の改造に要する経費の一部を助成することで、障害者の活動範囲を拡大し、社会参加につなげます。

③ 市バス無料乗車証等の交付

障害者の移動手段を確保するため、市バスの無料乗車証（一部地域においては、徳島バスの特定回数乗車券）を交付し、社会参加を促進します。

④ 福祉タクシー利用券の交付

重度の身体障害者及び知的障害者に対して福祉タクシー券を交付することで、生活圏の拡大を図り、障害者の社会参加の促進につなげます。

⑤ 身体障害者補助犬法の普及・啓発

身体障害者補助犬法の普及・啓発に努め、市民の理解を深めるとともに、身体障害者補助犬の利用を促進し、身体障害者の移動手段の確保や社会参加を支援します。

⑥ 郵便等による不在者投票の周知・啓発

重度の身体障害があり、公職選挙法で郵便等による不在者投票が認められている対象者に対し、対象となる障害の程度、郵便等投票証明書の交付申請や投票手続などの周知・啓発を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

(2) ボランティア活動の推進

【施策の方向】

障害者の社会参加や障害者への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、NPO活動等の市民活動への参加や活動の活性化を促進します。

ボランティア活動等を支援することで、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援が充実し、関わる人にとっても障害のある人への理解と交流が深まることから、様々な機会と手段を利用して、全ての人が共に支えあい、誰もが主体的に地域の活動へ参加できる社会づくりにつながります。

【主な取組内容】

① ボランティアの育成

障害者に対するボランティア活動意識の高揚と、徳島市ボランティアセンターの機能の充実を図るため、徳島市社会福祉協議会と連携し、より一層のボランティアの育成・活動の推進に努め、ともに支えあう社会の実現を目指します。

また、障害者の社会参加及び障害者との意思疎通を支援するため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の養成を行います。

② ボランティア、NPO等の活動支援

市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、徳島市ボランティアセンター、徳島市まちづくり協働プラザの活用を通じて、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めるとともに、障害者団体、ボランティア団体、NPO等と連携を図り、ネットワークを活用することで、様々な角度から障害者支援への取組を効率的かつ効果的に行います。

また、市民の主体的な地域福祉活動を促進するため、活動に関する支援策の広報に努めます。

(3) 生涯学習の推進

【施策の方向】

障害者が学びたいことを見つけ、自主的に学習を続けていくことができるよう、きっかけとなる講座の充実や図書サービス等の充実を図ります。

また、障害者に対する正しい認識、理解を得られるよう、市民に対する生涯学習の推進に努めます。

【主な取組内容】

① 点字図書、音声・映像ライブラリー等の充実

障害者が利用しやすいように、点字図書、音声・映像ライブラリー等の質的、量的な充実に努めます。

② 図書館利用支援の充実

身体が不自由で図書館に来られない人や文字を読むことが困難な人に対して、図書に親しむ機会を拡大するため、移動図書館での巡回、在宅送本及び対面朗読を行うとともに、障害者等のための図書館利用支援の周知に努めます。

③ 市民に対する生涯学習の推進

市民に対し、各種講座等を通じて、障害者に対する正しい認識・理解を得られるよう、生涯学習の推進に努めます。

1－2 スポーツ・文化芸術活動等の振興

◆ 現状と課題 ◆

障害者にとって、スポーツは、健康の維持・増進や機能回復訓練の手段にとどまらず、爽快感、達成感、仲間との連帯感等の精神的な充足や喜びをもたらし、さらには社会参加の重要な機会として捉えられています。また、芸術活動・文化活動などは、心豊かな生活を送るうえで、重要な役割を担っています。

このため、障害者団体等が実施するスポーツ大会や文化活動等への支援を行うことで、障害者の社会活動への参加を促進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

【施策の方向】

障害者の自立と社会参加を促進するためには、健康の維持や体力づくりが基本となります。

障害の特性を踏まえた障害者のスポーツ・レクリエーション活動が活発になってきており、積極的な社会参加の促進につながるよう、今後も継続して多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

【主な取組内容】

① 障害者スポーツ・レクリエーションの振興

障害の種別や程度にかかわらず、全ての障害者が自身の健康の維持や体力づくりに取り組むことができるよう、障害者スポーツクラブへの活動支援等を行うことで、障害者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

② パラスポーツ大会の開催

障害者とその家族を対象に、パラスポーツ大会を開催することで、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、ボランティアとの交流等を通じて社会参加機会の拡大を図ります。

(2) 芸術・文化・余暇活動の振興

【施策の方向】

障害者の芸術・文化・余暇活動の振興のため、活動や発表の場の拡大に努めます。

【主な取組内容】

① 活動・発表の場の拡大

より多くの障害者が参加できるよう、障害者福祉展の充実に努めるとともに、障害者及び障害者団体の芸術・文化活動の振興に努めます。

② 余暇活動への支援

市有施設の施設使用料を減免することで、障害者の余暇活動への支援を行います。

1－3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

◆ 現状と課題 ◆

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利の一つとなっていますが、障害者福祉に関する法制度の変化に伴い、福祉サービスや障害者に関する各種制度の利用方法や手続が複雑になる中で、障害者とその家族等が安心して必要な支援・サービスを利用できるよう、効果的な情報提供体制の整備が求められています。そのため、障害者施策や制度について積極的な広報活動を展開し、周知徹底に努めるとともに、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮した情報の提供も重要となります。

また、障害者に情報が届かないために必要な支援・サービス等を利用できないということがないよう、障害種別や特性に配慮した多様な情報提供の手段を確保するとともに、外出が難しい人や施設入所者、長期入院患者など情報が届きにくい人に対しても情報を届ける必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 行政情報のアクセシビリティの向上

【施策の方向】

障害者が円滑に情報を取得・利用し、その意思を表示し、人と意思疎通を図ることができるようにするため、情報の利用におけるバリアフリー化を推進します。

【主な取組内容】

① 様々な媒体の活用

障害者の生活環境や障害特性にかかわらず、平等に情報が行き届くよう、ホームページ、テレビ、ラジオ、パンフレット、広報紙（点字版・音訳版を含む）、SNS等様々な媒体による情報発信に努めます。

② 障害に応じた情報提供の充実

障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、福祉サービスの内容・利用方法や相談機関などを冊子にとりまとめ、障害特性に応じた方法で情報を提供します。

視覚障害者に対しては、広報紙（点字版・音訳版）、市議会広報紙（音訳版）、家庭ごみ収集日程表（点字版）の発行などを行います。

聴覚障害者に対しては、市長定例記者会見のユーチューブ配信への手話挿入などを行います。

また、市ホームページでは、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者が快適に利用できるよう、音声読み上げ機能や文字の表記サイズの拡大機能、文字や画像の色の変更機能などの充実を図ることで、さらなるアクセシビリティ・ユーザビリティの向上及び情報提供の充実に努めます。

③ 新たな情報通信技術の活用方法の周知

スマートフォンやタブレット等のＩＣＴ機器を活用した情報収集を支援する「徳島県障がい者ＩＣＴサポートセンター」について周知を図るとともに、ＩＣＴ機器を活用した新たな情報通信技術の活用方法を紹介することで、障害者の情報アクセシビリティの向上に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

【施策の方向】

障害者が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

【主な取組内容】

① 意思疎通支援体制の充実

障害者の意思疎通支援のひとつとして、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業を推進します。

また、障害福祉課窓口においては手話通訳者を配置するほか、視覚障害者用活字文書読み上げ装置や聴覚障害者用通信装置を設置するとともに各種ＩＣＴ機器の活用を支援するなど、意思疎通支援体制の充実に努めます。

(3) 情報提供の充実

【施策の方向】

障害者の生活の安定を確保するため、様々な障害者施策・諸手当制度・各種年金制度の周知を行い、該当者の制度活用を促進します。

【主な取組内容】

① 手帳の交付、各種手当制度、年金制度等の周知

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付や障害福祉サービス、心身障害者扶養共済、手当・年金制度等の障害施策や制度について広報・周知を行います。

② 税法上の優遇制度、交通料金の割引制度等の周知

障害者等を対象に、各種税法上の優遇制度、交通料金の割引制度、障害者控除対象者認定書の交付制度等の内容に関する広報・周知を行います。

1－4 障害者団体等への支援

◆ 現状と課題 ◆

障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者やその家族が自立性や積極性を持ち、自ら地域へ働きかけていく主体的な活動に取り組んでいく必要があります。

こうした中、当事者としての障害者団体等は、障害者の社会参加を積極的に支援し、併せて障害者の生活課題をよく知る団体として、関係機関に対し提言・要望を実施するなど、共生社会の実現に向けて、地域での大きな役割を果たしています。

また、団体自らが事業主体となり、障害者に対し、就労の場を提供するとともに、障害者やその家族、ボランティア、地域住民等が気楽に参加できる各種イベント等を開催するなど、障害者的心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

そのため、障害者団体等への支援を行うとともに、その自主的・主体的な活動を積極的に促進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 障害者団体等の活動基盤に対する支援

【施策の方向】

障害者の社会参加や就労を促進するため、障害者自らの主体性を尊重しつつ、自立と社会参加の役割を担う障害者団体の活動が活発に行われるよう、各種団体への支援と団体相互の交流活動を支援します。

【主な取組内容】

① 障害者団体の支援

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者団体・家族会等と連携を密にし、様々な事業展開の支援に努めます。

② 障害者団体への業務委託等

障害者の雇用・就労を支援するため、障害者団体に対し、本市の施設の清掃業務を委託するとともに、本市の施設を貸与し、売店運営等を行うことで、障害者団体への支援を行います。

③ 自主グループ等の活動支援

障害者が地域での活動やまちづくり活動など、様々な活動に参加できるよう支援を行います。

<目標指標>基本目標1 障害者の社会参加の促進

指標名	令和4年度 実績	令和11年度 目標
移動支援事業（個別支援型）の利用者数	601人	751人
パラスポーツ大会参加者数	120人	170人
障害者福祉展参加施設数	12施設	23施設
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 利用延べ時間及び利用件数	696時間	760時間
	475件	530件

基本目標2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

2-1 相談機能の充実

◆ 現状と課題 ◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障害者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、身近な相談支援体制の整備をはじめ、様々な障害特性に応じた相談対応の基盤の拡充が必要であり、障害者の地域移行を進めるうえでも、相談支援は大変重要なものとなっています。

本市では、相談支援事業として、障害者とその家族からの相談を受けるとともに、障害福祉サービスの利用援助・情報提供及び権利擁護のために必要な援助を行っています。また、当事者団体に対し相談業務の委託をするとともに、身体障害者相談員・知的障害者相談員を地域に配置し、当事者の立場から相談支援を行うなど相談機能の充実を図っています。

近年、全般的に相談件数は増加傾向にあり、相談支援内容も多様化する中、障害者の様々なニーズに対応するため、また、高齢化に伴う障害の増加も見込まれる中、高齢者や障害者を一体となって地域で支える地域包括ケアシステムを踏まえた、相談支援体制の一層の充実を図る必要があります。

また、長期入院精神障害者等の地域移行や地域定着を促進していくため、総合的・専門的な相談支援、相談支援従事者的人材育成、保健・医療・福祉関係者が連携を密にし、情報共有や協議を行う場を充実させる必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 相談支援事業の充実

【施策の方向】

障害者やその家族が、身近なところで総合的な相談支援が受けられるとともに、障害者やその家族の生活実態に応じた障害福祉サービス等を提供するため、相談機能の充実を図ります。

また、障害者の地域生活や地域の相談支援体制をバックアップする徳島市障害者自立支援協議会の機能の充実を図るとともに、地域の相談支援体制の整備を進めます。

【主な取組内容】

① 一般相談事業

障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な支援の充実を図ります。

② 計画相談支援・障害児相談支援

障害者又は障害児の自立した生活を支え、障害者又は障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法によりきめ細かく支援するため、地域の特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所において、対象者に対しサービス等利用計画等を作成します。

③ 地域相談支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保、地域生活へ移行するための支援を行う「地域移行支援」と、地域移行後、居宅において単身生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における支援を行う「地域定着支援」を関係機関と連携しながら行います。

④ ピアカウンセリングの実施

身体障害、知的障害、精神障害の各障害者団体の相談窓口で、当事者の立場から、障害者に対する情報提供や相談支援を実施します。

⑤ 身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援

身体障害者相談員・知的障害者相談員を地域に配置し、身近なところでの相談に応じることや家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こし及び行政との連絡調整を行います。

⑥ 障害者自立支援協議会の機能充実

一般相談事業の中立性・公平性を確保する観点から行う、一般相談支援事業者の取組評価、困難事例への対応に関する協議・調整、関係機関によるネットワークの構築に向けた協議、社会資源のあり方に関する意見交換等を行うこと、また、地域の実情に応じた役割を担うための専門部会の設置を図るなど、相談支援体制を充実するとともに、障害者計画及び障害福祉計画を策定・変更する場合の意見聴取機関として機能強化を図ります。

⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、連携による支援体制を構築します。

⑧ 基幹相談支援センターの設置

障害の種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的相談、相談支援従事者の人材育成、相談支援事業者への専門的助言指導、地域移行・地域定着の推進及び権利擁護等を行う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

⑨ 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者又は障害児の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

⑩ 専門的職員の養成・確保

一層専門化する障害者福祉分野の相談やサービス利用調整、権利擁護等に適切に対応できるようにするために、本市の障害者福祉に従事する職員について、保健師・社会福祉士等専門的職員の確保・配置に努めます。

また、障害者からの相談等に的確に対応できるよう、関係する本市職員の資質向上を図るため、各種の専門的な研修の受講を積極的に進めます。

⑪ 発達障害に関する相談支援体制の強化

近年増加傾向にある発達障害に関する相談について、関係機関と連携し、情報共有を図るほか、発達障害児支援のための人材育成研修会を開催することで相談支援体制の強化を図ります。

2-2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◆ 現状と課題 ◆

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障害を理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されました。また、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法では、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務とされました。

こうしたことから、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について、行政などの公共機関が率先して取り組んでいくのみならず、民間事業者に対しても啓発を進めていく必要があります。

また、障害者の権利を守る上で、成年後見制度などの権利擁護の仕組みは大きな役割を果たすものであるため、制度の普及啓発とともに、制度の利用支援等の充実を図る必要があります。

あわせて、障害者への虐待は、障害者に対する深刻な権利侵害であり、障害者の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、障害者虐待の防止に取り組むとともに、関係機関が連携し、障害者虐待に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

【施策の方向】

社会における障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法に基づき、障害者に対する相談体制の整備や、国・地方公共団体・民間事業者による障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障害者に対する合理的配慮の提供に必要な支援を行います。

【主な取組内容】

① 相談・紛争防止の体制の整備

障害者に対する差別や紛争を防止するため、障害者差別に関する相談に対応するとともに、関係機関とのさらなる連携体制の整備・強化を行います。

② 人権啓発・研修活動の推進

障害者の様々な人権問題に対する市民意識の理解と高揚を図るため、市民や企業の職員を対象に、人権問題に対する意識を高めることを目的とした講演会及び研修会を開催するなど、学習の機会を提供するとともに、自主的な研修会開催に対する助成を行うなど、啓発活動の推進に努めます。

③ 障害者差別解消支援地域協議会の体制強化

複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有を行うなど、地域における障害を理由とする差別を解消

するための取組を効果的かつ円滑に行えるよう、障害者差別解消支援地域協議会の体制強化を図ります。

(2) 権利擁護の推進

【施策の方向】

知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な障害者に対して、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から権利侵害の防止に向け、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

また、地域における権利擁護体制の強化に向け、関連制度の周知を図るとともに、福祉サービスの利用に際しての苦情についても関係機関と連携を図ることで解決に努めます。

【主な取組内容】

① 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者について、成年後見制度の申立に要する経費や後見人等の報酬を補助します。

また、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法に基づいて、その福祉を図るため、特に必要があると認められる場合は、市長が後見等開始の審判の申立を行います。

② 権利擁護等支援事業

成年後見支援センターにおいて、権利擁護に関する相談支援業務を行います。

また、権利擁護センターにおいて、相談機関からの相談対応を行うとともに、成年後見制度利用促進に向けた広報・啓発、権利擁護支援のための関係機関との連携（地域連携ネットワーク）強化や後見人等担い手確保のため、市民後見人の養成を行うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

③ 日常生活自立支援事業

徳島市社会福祉協議会において、知的障害者・精神障害者等のうち判断能力が不十分な人について、契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行うことで、障害者等が地域において自立した生活が送れるよう支援を行います。

④ 権利擁護の広報の推進

障害者の権利擁護と障害者に対する理解を促進するため、障害者虐待や成年後見制度等権利擁護に関わる事業・制度・関係機関についての積極的な広報を行います。

⑤ 苦情解決体制の推進

福祉サービスの利用に関して、各事業所における苦情解決の仕組を整備するとともに、徳島県社会福祉協議会に設置されている徳島県運営適正化委員会との連携を図り、福祉サービスの質の向上を図ります。

(3) 虐待の防止

【施策の方向】

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待対応窓口を設置し相談対応を行うとともに、障害者虐待を防止するため関係機関との連携体制を強化し、障害者虐待に関する広報・啓発活動を行います。

【主な取組内容】

① 障害者虐待防止対策支援

障害者の虐待の防止と虐待を受けた障害者へ迅速かつ適切に対応するため、障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報や相談を24時間体制で受付し対応します。また、必要と判断された場合には、障害者を一時的に障害者施設等に保護するため措置を実施します。

② 関係機関との連携・体制の整備

地域における障害者虐待の防止及び障害者を擁護する者に対する適切な支援を行うため、保健・福祉・警察・権利擁護等の関係機関や民間団体等との連携強化に努めます。

あわせて、児童虐待・高齢者虐待等の担当部署や関係機関とも情報共有を行うことで、問題解決に努めます。

③ 啓発・理解促進の推進

講演会や研修等の開催のほか、広報紙、ホームページ、SNS及びパンフレット等、様々な媒体を活用して市民や職員等への周知に努めます。

(4) 合理的配慮の提供

【施策の方向】

障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が法的義務となつたため、本市職員に対しての職員研修の実施や市民に対しての啓発・広報活動を行うことで、合理的配慮の提供についての意識づけを推進します。

【主な取組内容】

① 職員研修の実施

本市の職員研修において、障害及び障害者に対する差別の解消及び合理的配慮の提供に関する研修を実施することにより、職員の福祉に対する意識の向上を図ります。

② 市民に対する啓発・広報

パンフレット等の作成や市ホームページ及びSNSによる広報のほか、障害者福祉啓発イベント（講演会）や施設見学会の開催など、様々な形での啓発・広報に努めます。

2-3 障害児支援の推進

◆ 現状と課題 ◆

障害児支援は、家庭に生活の基盤を置きながら療育する環境を整えていくことが重要であるという考えに立ち、その成長段階に応じて、障害児及びその家族のニーズを的確に把握し、対応していくことが重要です。

そのためには、障害の早期発見を担う母子保健活動等との連携はもちろん、療育相談、療育支援や教育相談機能の充実により、障害児を持つ家庭の子育てに対する不安や悩みを軽減し、障害の受容や障害に対するサポート等相談体制を充実していくとともに、医療的ケアが必要な障害児の支援を含め、早期に適切な療育を行う体制が必要です。

特に、乳幼児期においては、医療機関をはじめとする関係機関との連携による、発達障害等の早期発見・早期支援が重要です。

また、障害児の教育は、障害児の成長段階に応じ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育を推進する必要があります。

そのためには、障害児及びその保護者に対する相談支援体制を充実させるとともに、障害児の能力・適性や障害の程度に応じた教育が、効果的に実施できるよう、施設及び設備を適切に整備する必要があります。

国において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育推進の取組が進められており、こうした動向を踏まえ、特別支援教育の取組をさらに展開し、合理的配慮の提供や基礎的環境整備の充実について推進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 障害の早期発見・早期療育の充実

【施策の方向】

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における早期療育の充実を図ります。

【主な取組内容】

① 妊婦健康診査事業

妊娠週数に応じた健診を実施することにより、合併症や偶発症などを予防し、安全な出産を迎えるとともに母子の障害の予防に努めます。

② 乳児健康診査事業

乳児の健康保持・増進や保護者の育児不安の軽減を図るため、乳児健康診査を実施し、心身の異常の早期発見・早期援助の充実に努めます。

③ 幼児健康診査事業

心身の発育・発達のチェックに適した時期である1歳6か月頃に、健康診査を実施することで心身の障害を早期に発見し、早期支援や関係機関との連携によって、良い生活習慣の形成や虐待の予防に努めます。

また、運動機能・感覚機能・精神機能・言語発達等人間の形成に重要な時期である3歳頃にも、腎疾患・視聴覚・歯・運動などの身体面に限らず、情緒・習癖等の精神心理面の総合健診を行い、障害の早期発見・早期援助を行います。

④ 心理発達相談事業

主に1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、心理発達面において詳しい観察が必要と思われる幼児に対して、臨床心理士による発達相談を行うとともに、必要に応じて療育に関する相談を実施するなど、心理発達相談の充実に努めます。

⑤ 障害児通所支援の充実

障害児が、身近な地域で支援が受けられるとともに、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の提供について、障害児相談支援事業者等関係機関と連携し、早期支援の体制を整備するとともに、個々の障害児に応じた支援を充実します。

⑥ 医療的ケア児支援のための体制の整備

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための協議の場を設置します。また、総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

⑦ 発達障害児支援体制の整備

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うため、保健、福祉、教育、医療及び労働などの各関係部門・機関が緊密に連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細やかな支援体制の整備を行います。

(2) 障害児保育の充実

【施策の方向】

障害児それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばせるよう、保育体制の充実と保育士等の研修による資質の向上等を促進し、障害児保育の充実を図ります。

【主な取組内容】

① 保育環境の充実

特別な支援が必要な子どもを受け入れている保育所等に対する支援を行うことで、保育環境の充実を図ります。

② 保育体制の充実

市内の公立保育施設において、集団保育が可能な障害児の受け入れを実施するとともに、集団保育への支援を行うことで、保育体制の充実に努めます。

③ 学童保育の充実

学童保育クラブへの障害児の受け入れを円滑に行うため、施設の改善や指導員の増員を支援します。

④ 保育施設における医療的ケア児の受け入れの充実

市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所のうち受け入れ可能と認められる保育施設において、日常的な医療的ケアを必要とする子どもに対して、医療的ケアを実施します。

(3) 特別支援教育の充実

【施策の方向】

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が自立と社会参加による充実した人生を送れるよう、就学の奨励や、特別支援学級等必要に応じた多様な学びの場の確保、教職員等の研修による指導力の向上を図り、それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。

【主な取組内容】

① 特別支援教育の普及・奨励

特別支援学校又は小中学校の児童生徒の保護者に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じて特別支援教育就学奨励費を支給することで、特別支援教育の普及・奨励を図ります。

② 施設、設備の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の学習活動や学校（園）生活を支援するため、施設、設備の改善等教育環境の充実に努めます。

③ 教職員研修の充実

特別な支援の必要な幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援や、一人一人に応じた教育を行うために、幼稚園・小学校・中学校・市立高等学校の全ての教職員を対象に、専門的知識のある講師を招いて研修会を開催し、特別支援教育に対する理解を深めることで、指導力の向上を図ります。

④ 教育環境の充実

徳島市特別支援連携協議会において、関係機関と連携しながら、障害のある幼児・児童生徒に対する教育支援体制の整備を検討、推進します。

また、幼児期から中学校卒業までの一貫した支援を行うための相談ファイルの配付や引き継ぎシートの活用により、幼児・児童生徒一人一人の特性に応じた教育に取り組みます。

⑤ 教育支援・教育相談の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対して必要な支援・相談が行えるよう、関係機関と連携しながら、発達障害支援相談員や特別支援教育指導主事による教育支援・教育相談等の充実に努めます。

⑥ 交流教育の推進

幼児・児童生徒が、ともに、よりよく成長することを目的として、特別支援学校と市内の幼稚園、小学校、中学校間及び幼児・児童生徒の交流教育の一層の推進に努めます。

⑦ 学校支援助教員の配置

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の特性に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、徳島市立小・中学校に学校支援助教員を配置し、特別支援学級及び通常学級の担任の補助にあたります。

⑧ 特別支援教育におけるボランティア等の派遣

市立の小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実を図るため、学校支援ボランティアや学習支援ボランティアの派遣に努めます。

⑨ カウンセラーによるカウンセリングの充実

カウンセラーが生徒や保護者の悩みを定期的に聞くことで不安を解消し、心の安定を図ります。

また、内容によっては、関係職員や専門機関と情報共有を行うことで、個々に応じた支援のあり方について検討し、対応します。

(4) ライフステージに応じた相談支援体制の整備

【施策の方向】

発達障害を含めた何らかの障害のある幼児・児童生徒に対する成人期までの相談支援・発達支援・就労支援などの体制について、関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

【主な取組内容】

① 教育・保育・保健・福祉の連携によるライフステージに応じた支援体制の整備

障害児やその保護者が不安を抱えたまま孤立せず、将来に対して見通しをもって支援を受けることができるよう、教育・保育・保健・福祉それぞれの分野が相互に連携しながら一人ひとりの障害児の乳児期から就労までのライフステージに応じた相談支援体制を整備します。また、医療的ケア児が心身の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉その他の関連分野との連絡調整のための体制整備を行うとともに、医療的ケアに対応できる福祉サービスの確保にも取り組みます。

<目標指標>基本目標2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

指標名	令和4年度 実績	令和11年度 目標
一般相談事業延べ利用者数	33,838人	41,000人
障害児相談支援利用者数	2,008人	3,042人
成年後見制度利用支援事業利用者数	9人	18人
児童発達支援の利用者数	753人	843人
放課後等デイサービスの利用者数	1,237人	1,783人
保育所等訪問支援の利用者数	162人	272人
地域生活支援拠点登録事業所数	10事業所	12事業所

基本目標3 障害者の就労・生活の支援

3-1 福祉的就労の支援

◆ 現状と課題 ◆

障害者が社会的に自立し、生きがいをもって人生を送るために、就労も大きな選択肢のひとつとなります。しかしながら、障害の重度化・重複化傾向などに伴い、就労の場の確保は重要な課題となっています。

こうしたことから、雇用されることが難しい障害者が、就労の機会が得られ、作業や必要な訓練を受けられる就労継続支援事業や地域活動支援センター等の役割は重要となっており、今後も、その需要に応じた事業所の整備等を促進していく必要があります。

さらに、障害者優先調達推進法に基づき、本市が率先して、障害者就労施設等からの物品等の調達を拡充していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 福祉的就労の底上げ

【施策の方向】

一般就労が困難な障害者の就労・訓練の場として、地域活動支援センターや障害者地域共同作業所への支援を行い、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援の充実を図ります。

【主な取組内容】

① 地域活動支援センターへの支援

障害者の地域生活支援の促進を図るため、創造的活動、生産活動の機会や社会との交流ができる場所の提供等を行う地域活動支援センターの運営主体に対する支援を行います。

② 障害者地域共同作業所への支援

障害者の社会参加の促進を図るため、作業訓練や働く場所の提供等を行う障害者地域共同作業所の運営主体に対する支援を行います。

③ 障害福祉サービスにおける就労継続支援

一般企業での就労が困難な障害者を対象に、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援を行います。

④ 障害者就労施設による出店販売の開催

障害者就労施設による市役所での出店販売イベント「ふれあいフェスティ」を開催することで、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の就労支援及び障害者の就労意欲の向上を図ります。

(2) 障害者就労施設等からの優先調達の推進

【施策の方向】

障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設等からの調達推進に取り組み、福祉的就労の工賃向上に努めます。

【主な取組内容】

① 物品等の優先調達の推進

障害者就労施設等が供給する物品や印刷物等に対する需要の増進により、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、調達方針の策定、調達方針に即した調達の実施、調達実績の概要の公表などに取り組みます。

② 受注機会の増大を図る支援措置の実施

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、供給可能な物品等について本市ホームページ及びSNSから情報発信を行うとともに、各種イベント等における販売スペース等の確保に努めます。

3-2 就労への支援

◆ 現状と課題 ◆

障害者の社会参加や経済的自立において、就労は重要な役割を担っています。障害者総合支援法においても、障害者への就労支援は大きな柱として位置づけられています。また、障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

しかしながら、障害者の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。そうした中、就労の促進を図るためには、障害特性を踏まえた雇用の体制を整備することが求められています。また、福祉・教育・労働関係機関等との連携体制を整備し、法定雇用率など、雇用促進に向けて企業等へ積極的な啓発を行うとともに、企業等における障害者への理解の促進や支援の充実を通じて、雇用の場の拡大を推進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 一般就労の拡大

【施策の方向】

徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等との連携を図りながら、企業等の障害者の就労に対する理解を深め、障害者の能力と適性に応じた就労の場を確保します。

【主な取組内容】

① 関係機関との連携による就労支援

障害者雇用促進法に基づき、障害者の就労先となる企業等に対して、関係機関との連携のもと、障害者の雇用についての理解・協力を求めていきます。

また、就労を希望する障害者やその家族から相談があった場合には、徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等の機関を紹介します。これらの関係機関とは情報を共有し、共通認識をもって連携を図り、円滑な就職に向け支援を行います。

② 障害者の雇用促進

障害者を対象とした徳島市職員採用試験や徳島市会計年度任用職員選考試験を実施することで、積極的に障害者を雇用し、活躍の場の拡大に努めます。

(2) 雇用・就労の支援

【施策の方向】

障害者の一般就労に必要な技術の習得や能力の向上を図り、就労への支援を行うとともに、障害者団体への業務委託等を推進し、障害者の雇用促進や雇用の場の確保に努めます。

【主な取組内容】

① 障害福祉サービスにおける就労移行支援

一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間を定め、生産活動、職場体験などの機会を提供するとともに、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。

② 障害福祉サービスにおける就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(3) 生業の援助

【施策の方向】

障害者が生業を営む場合において、必要な資金の貸付等の援助を行うことで、障害者の就労の支援を行います。

【主な取組内容】

① 生活福祉資金の貸付

身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯等に対し、技能習得に必要な経費や通勤の際に必要となる自動車の購入費などの生活福祉資金貸付制度の申込手続に関する業務を行っています。徳島県社会福祉協議会が実施主体として、徳島市社会福祉協議会が窓口となっています。

3-3 障害福祉サービス等の充実

◆ 現状と課題 ◆

障害者のニーズがますます多様化していく中、その多様なニーズに対応し、障害者が豊かな地域生活を送れるようにするために、利用者が自ら選択し、適切に利用できるサービスの充実や生活支援体制の整備など、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

特に、障害の重度化・重複化や障害者・介護者の高齢化等に対応するためには、重度障害者や医療ケアが必要な障害者等が利用できる在宅サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業等）の充実を図る必要があります。

また、障害特性やライフステージに応じたケアの体制として、障害者支援施設は大きな役割を果たしており、障害者の多様なニーズに応じた施設サービスの充実が求められています。適切なサービスの提供を見極めながら、施設においては生活の質を重視した処遇の充実に努めるとともに、各種在宅サービスを提供する拠点確保の観点から、在宅の障害者やその家族の生活を支援する機能を充実する必要があります。

難病患者等に関する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮した円滑な対応が行えるよう体制を整備し、医療的ケアを要する障害児もまた、適切な支援を受けられるよう保健・医療・福祉等の連携促進が重要とされています。

さらに、地域の実情に応じた、障害福祉サービスを補完するサービスの提供や、共生社会の実現に向けて、障害者が住みなれた地域で生活を続けていくための、個々の障害者のニーズに応じたサービスを整備し、確保する必要があります。

◆ 施策展開 ◆

（1）訪問系サービスの充実

【施策の方向】

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な訪問系サービスに係る給付を行います。

【主な取組内容】

① 訪問系サービスの充実

障害者が自らの能力を活かし、在宅で自立した生活が送れることを目指して、訪問系サービスが提供されるようサービスの充実を推進するとともに、サービスの質の向上を促進します。

＜訪問系サービスの内容＞

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービスの充実

【施策の方向】

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービスに係る給付を行います。

【主な取組内容】

① 日中活動系サービスの充実

障害者が地域と交流し、自立した生活を送ることを促進するため、日中活動の機会の充実を図ります。

<日中活動系サービスの内容>

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所

(3) 生活支援の推進

【施策の方向】

主な介護を担うことが多い家族の高齢化が進むなど、障害者を取り巻く生活の環境が変化している中で、障害者が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、緊急時・災害時の対応を含め、日常生活の維持・向上に必要な支援・介護者の生活の質の向上に必要な支援を行います。

【主な取組内容】

① 日中一時支援事業の充実

知的障害者や障害児で、日中、介護する人がいないため、一時的に見守りが必要な場合に、施設などで活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

② 短期入所の充実

家族が疾病等の理由で急きょ、心身障害者等を介護することが困難になった家庭等を対象に、障害者等が一時的に短期入所事業所等を利用することで、在宅での生活を支援します。

③ 緊急通報装置の貸与

緊急時における迅速かつ適切な対応をとるために、緊急通報装置を貸与することで、障害者の不安を解消し、生活の安全・安心を確保します。

④ 身体障害者福祉電話の貸与

緊急連絡の手段を確保するため、重度の身体障害者に対し福祉電話を貸与するとともに、利用者の安否確認や各種相談を行います。

(4) 適切な施設サービスの推進

【施策の方向】

これまでの施設での生活から、地域と交わる暮らしへの移行を目指すという観点から施設サービスを位置づけ、適切な施設サービスを提供します。

また、やむを得ない事由があり、他に障害者本人の援助などを行うことができない場合等には措置を実施し、障害者の生活と安全の確保を図ります。

【主な取組内容】

① 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排泄、食事などの介護や生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

② 障害者支援施設措置

重度の障害者で自分ではサービスの申請ができず、介護する人もいない場合など、やむを得ない事由により介護給付費・訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認められる場合は、措置を実施します。

(5) 福祉用具の普及促進と利用支援

【施策の方向】

補装具・日常生活用具の給付制度について周知の徹底を進め、障害を原因とする生活のしづらさを軽減し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

【主な取組内容】

① 身体障害者等への補装具の給付

身体障害者又は難病患者に対し、失われた身体機能を補完・代替するための用具である補装具の購入又は修理に要する費用の一部を支援するとともに、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児等に対し、借受けによることが適当である場合に補装具の一部を貸与し、身体障害者等の職業その他日常生活の質の向上を図ります。

② 障害者等への日常生活用具の給付

在宅の重度の障害者又は難病患者に対し、自立生活を支援するための日常生活用具を給付し、日常生活の質の向上を図ります。

③ 小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の質の向上を図ります。

④ 軽度・中等度難聴児補聴器の給付

身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用を一部支援し、難聴児の日常生活の質の向上を図ります。

3-4 経済的負担の軽減

◆ 現状と課題 ◆

障害の重複化及び障害者本人やその介護者の高齢化、医学的管理を必要とする人の増加、さらに、原因がいまだ不明で治療方法が確立されていない難病や、治療が長期にわたる小児慢性特定疾病など、障害者やその家族の医療・介護等に係る経済的負担は大きなものがあります。そのため、障害者が地域社会で自立した生活を営むためには、経済的負担の軽減が必要となります。

こうしたことから、医療費の助成による負担軽減や特別児童扶養手当をはじめとした各種手当の支給を行うことにより、所得保障の充実を図るなど、経済的な支援をする必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 医療費負担の軽減

【施策の方向】

障害者の障害の除去や軽減を図る自立支援医療（更生医療・育成医療）や、重度の障害者を対象とした重度心身障害者医療費助成制度などにより、医療費支出の経済的負担の軽減を図ります。

また、自立支援医療（精神通院医療）により、精神障害者の通院医療費の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組内容】

① 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対して、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

② 自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上の身体障害者手帳所持者を対象として、障害の除去・軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力又は職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。

③ 自立支援医療（育成医療）の給付

障害児（将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含みます。）を対象として、その身体障害の除去、軽減、機能の回復等を行うことにより、日常生活能力、社会生活能力・職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。

④ 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費（県）で負担します。

⑤ 子ども医療費の助成

子どもに対する医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。

⑥ 未熟児養育医療の給付

心身機能が未熟で疾病にかかりやすい未熟児に対して、指定療養医療機関において、必要な医療の給付を行います。

(2) 手当・年金の給付

【施策の方向】

特別児童扶養手当等の各種手当制度や障害基礎年金等の年金制度により、障害者の生活基盤の基本となる所得の保障に努めます。

【主な取組内容】

① 特別児童扶養手当の給付

常に介護を必要とする程度である20歳未満の障害児を家庭で養育している父母又は父母に代わってその児童を養育している人に対して手当の給付を行います。

② 障害児福祉手当・特別障害者手当の給付

在宅重度障害者で日常生活において常時介護を必要とする障害者（児）に対して手当の給付を行います。

③ 障害基礎年金の給付

国民年金加入中の傷病で障害が残ったとき、20歳前の傷病により障害が残ったときに支給要件に該当した場合に年金の給付を行います。

<目標指標>基本目標3 障害者の就労・生活の支援

指標名	令和4年度 実績	令和11年度 目標
ふれあいフェスタ参加施設数	12 施設	16 施設
地域活動支援センター利用者数	274 人	296 人
就労移行支援事業利用者数	65 人	92 人
就労定着支援事業利用者数	10 人	21 人
就労継続支援A型利用者数	302 人	454 人
就労継続支援B型利用者数	628 人	728 人

基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり

4-1 住居の確保・改善への支援

◆ 現状と課題 ◆

障害者が住み慣れた地域で安心し自立した生活を送るために、日常生活の拠点である住宅の確保や生活環境の整備を促進することが重要です。

そのため、住宅改修や住宅改造への助成促進を積極的に図り、住宅の整備に関する経済的負担の軽減を行うとともに、障害者向け公営住宅を確保するなど、障害者にとって住みやすい住環境を整備する必要があります。

また、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者の地域での自立生活を支援するとともに、施設等から地域生活への移行における住まいの場として、グループホームや福祉ホームの充実を図る必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 住居の確保・改善

【施策の方向】

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進します。

【主な取組内容】

① 住宅改修・住宅改造の推進

在宅の身体障害者等を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など既存住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成し、障害者が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進します。

② 市営住宅への優先入居

住宅に困窮している障害者世帯に対し、市営住宅の空き住宅のうち、一部を優先入居枠として設定することで、住まいの確保を図ります。

③ 住宅リフォーム支援

住宅・住環境の向上と良好な住宅の長寿命化の促進を図るために、自己の居住する住宅の修繕、補修、模様替え等の工事、住宅の耐久性を高める工事、バリアフリー化工事、トイレの改善工事等の住宅リフォーム工事を実施する場合にその経費の一部を支援します。

④ 生活福祉資金（住宅資金）の貸付

身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯等に対し、住宅の増改築、補修等に際し、生活福祉資金貸付制度の申込手続に関する業務を行っています。徳島県社会福祉協議会が実施主体として、徳島市社会福祉協議会が窓口となっています。

(2) 居住支援サービスの充実

【施策の方向】

施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、グループホーム・福祉ホーム等の利用を推進します。

【主な取組内容】

① グループホーム・福祉ホーム等の利用促進

施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、単身生活以外の選択肢として、グループホーム・福祉ホーム等の利用を推進します。

4-2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

◆ 現状と課題 ◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、社会活動に積極的に参加するためには、建物、道路、交通機関における物理的な障害を除去するなど障害者に配慮したまちづくりを推進することが重要です。こうしたことから、障害者の社会進出等への対応に向けて社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」に広げるために制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)等に基づき、障害者を含む様々な人の活動に配慮するユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

また、障害者の自立と社会活動への参加への参加を促進するためには、歩行空間や公共交通機関の車両、駅舎、停留所、標識等も障害者に配慮した整備を促すとともに、歩行空間等のバリアフリー化の推進する必要があります。

これを踏まえて、引き続き全ての人々にバリアフリー化の必要性と重要性が認識されるよう、教育活動や啓発活動を充実していくとともに、今後も継続して、車いす専用住宅の整備等障害者や高齢者に対応した市営住宅の整備や公共施設や歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化に取り組み、障害者の円滑な利用に配慮した施設・居住環境の整備を推進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 住宅・建築物等のバリアフリー化の推進

【施策の方向】

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために、住宅・建築物のバリアフリー化を推進します。

【主な取組内容】

① 市営住宅の整備

高齢者や障害者にやさしいまちづくりのために、市営住宅を新たに整備する際には原則バリアフリー対応とすることで、供給戸数の増加を推進します。

② 公共施設の整備

既存の本市の公共施設については、だれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を推進します。また、新築・大規模改修等を行う場合には、ユニバーサルデザインの考え方配慮します。

③ 建築物等の整備

一定規模以上の特定生活関連施設（社会福祉施設・医療施設・娯楽施設・宿泊施設等）の建築等の際、ユニバーサルデザインの整備基準に適合している事業者に対して、適合証を交付するなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

(2) 歩行空間のバリアフリー化の推進

【施策の方向】

障害者や高齢者の移動の連続性、円滑性を高めるため、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

【主な取組内容】

① 道路のバリアフリー化事業

これまで重点的にバリアフリー化を実施した箇所に接続する道路や、新たに整備する道路（都市計画道路や無電柱化等）を中心として、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック等について定められた基準を満たし、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

4-3 安全・安心の確保

◆ 現状と課題 ◆

東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備えた防災対策の充実が求められています。障害者は災害弱者になりやすいことから、障害者の視点からの防災体制の充実を図ることが重要です。

そのためには、大規模災害時の避難訓練や、障害者に配慮した避難所の運営、福祉避難所の拡充及び避難行動要支援者名簿の活用など、さらなる検討を図るとともに、障害者も含めた地域での防災訓練など、地域における取組を充実する必要があります。

さらに、災害等の緊急時においても、障害者は通報や避難等に困難を抱えるケースが多いことから、緊急時対応の充実を図っていくことが必要です。

また、近年、家族のサポートが受けられない一人暮らしの障害者等世帯が急増しており、孤立死などが大きな社会問題になっていることから、行政のみならず地域社会全体で支援する日常的な見守りのネットワークの構築が必要となっています。

加えて、近年では、障害者や高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などが多発しており、消費生活センター等との連携において、障害者の消費者被害の防止や相談対応の充実等が求められています。

一方、障害者の外出時においては、交通事故等に巻き込まれてしまうケースも多いため、地域ぐるみでの交通安全対策を促すとともに、交通安全意識の周知や啓発を積極的に行う必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 防災・防犯対策の推進

【施策の方向】

障害者を災害と犯罪から守るため、防災・防犯体制の整備を推進し、障害者の地域生活の安全・安心の確保を図ります。

【主な取組内容】

① 避難行動要支援者支援事業

災害時に要支援者の避難行動支援を迅速かつ適切に実施するため、要支援者の一人ひとりの避難方法や避難支援者を決める個別避難計画の作成を進めます。

② 災害ボランティアコーディネーター養成事業

地震等の大規模災害発生時に、迅速な支援活動体制の構築が進められるよう、被災地のニーズ把握やボランティア活動希望者との連携・調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成・確保のため、地域住民を対象とした実地訓練等を実施する養成講座の開催支援を行います。

③ 福祉避難所の体制整備

災害時に、一般の避難所では生活することが困難で、特別な配慮を必要とする要配慮者が安心して避難できる福祉避難所の体制を整備します。

④ 災害時要配慮者防火対策事業

障害者、障害者福祉施設及び関係団体に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。

⑤ 障害に応じた緊急通報システムの普及

聴覚障害者や発語障害者等からの緊急通報手段として、24時間対応可能な「ファックス緊急通報」の運用について周知を図ります。

また、外出先等からスマートフォンのGPS機能を利用することで、簡単な操作で災害の発生を位置情報とともに文字により通報できる「NET119緊急通報システム」についても啓発を進めます。

⑥ 災害時障害者支援事業

聴覚障害者や視覚障害者が、災害時に避難補助や支援を受けやすくするとともに、正確な情報伝達を行えるようにするために、障害者本人及び避難所ボランティア（手話通訳者・要約筆記者等）が着用するビブスを作成し、配布します。また、防災訓練等にビブスを活用することにより、障害者が災害時に適切な支援を受けることができる体制づくりを図ります。

⑦ 家具転倒防止対策の推進

家具転倒防止器具を自身で取り付けることが難しい高齢者や障害者のいる世帯に対して、その取付けを支援することで、地震の際の家具等の転倒による被害の防止・軽減を図ります。

(2) 見守りネットワークの充実

【施策の方向】

障害者が住み慣れた地域において安心した暮らしを続けられるための体制を整備します。

【主な取組内容】

① 障害者見守りネットワークの充実

障害者が住み慣れた地域において安心した暮らしを続けられるために、本市と民生委員、協力事業所等が連携して、地域全体で見守りや訪問等を行い、日常的に安否を確認するとともに、異常等を発見したときには迅速に対応できる体制を整備した、とくしま見守りねっと（徳島市高齢者・障害者等見守りネットワーク）の充実に努めます。

② 消費者被害の防止

高齢者・障害者等の消費者被害の早期発見、未然防止を図るために設置した「消費者安全確保地域協議会」を運営し、各関係団体との連携を強化しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や市民への周知啓発活動を推進します。

(3) 外出時の安全確保

【施策の方向】

障害者が安全かつ安心して社会参加できるように、障害者に対して、交通安全意識の啓発を行うとともに、市民に対する地域のバリアフリー思想の普及を図ります。

【主な取組内容】

① ヘルプカード・ヘルプマークの配布

支援や配慮が必要であるのに、コミュニケーション等に障害があり、意思を伝えられない人が災害時や日常生活の中で困った時に提示し、必要な支援や配慮が得られやすくするため、ヘルプカード・ヘルプマークの配布に努めるとともに、障害者や障害特性の理解の促進を図ります。

② 交通安全教室の充実

特別支援学校・障害者福祉施設等への交通安全教室を積極的に開催し、交通安全意識の啓発や交通マナーの向上など、交通安全に対する指導・啓発の充実を図ります。

③ 放置自転車対策の推進

徳島駅前広場及びその周辺を自転車放置禁止区域に指定するとともに、徳島駅前地下自転車駐車場利用の促進や中学生・高校生等への啓発・周知を徹底することで、防災活動や障害者などの通行機能の円滑化を図ります。

④ 「心のバリアフリー」の普及

路上駐車や自転車の放置、歩道への商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為や危険な行為をやめるなど、障害者等に配慮する「心のバリアフリー」の市民への普及を図ります。

⑤ ノンステップバスの導入推進

路線バス事業者において、ノンステップバスの導入を推進します。

⑥ バリアフリー教室・バスの乗り方教室の開催

「バリアフリー教室」・「バスの乗り方教室」を開催することで、高齢者・障害者等が路線バスで円滑に移動できるような環境づくりに努めます。

4-4 健康づくりの推進

◆ 現状と課題 ◆

少子高齢化が急速に進む現状において、障害の原因の一つとなる生活習慣病をはじめとする疾病等の早期発見・早期治療及び重症化予防に取り組むことは、心身ともに健康で安心して暮らしていくうえで大変重要なこととなります。

育児に対する不安の解消や乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、障害の実態と原因の把握や早期発見・早期治療につなげることを目的として、各種健康診査等を実施します。また、近年増加傾向にある自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害が疑われる児童についても、早期発見し早期療育に結びつけるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要になります。

また、重症化すると障害につながりやすい糖尿病や循環器疾患（脳血管疾患や心筋梗塞等）などの生活習慣病については、早期に発見し重症化を予防することが重要となります。日常の生活習慣の改善を促進するとともに、介護予防事業との連携により生活機能低下の早期把握に努める必要があります。

さらに、現代社会ならではの環境的な要因や、病気に対する認知度の高まりにより精神疾患が増加しているため、精神障害の知識の普及により市民の心の健康づくりを進めていくとともに、思春期・高齢期等のライフステージに応じた精神保健対策を推進していく必要があります。

◆ 施策展開 ◆

(1) 障害の要因となる疾病等の予防

【施策の方向】

障害の要因となる疾病等の予防を図るため、母子保健の充実を図るとともに、母子保健法・健康増進法等を踏まえ、妊娠中から高齢期に至るまでの各種保健事業の推進を図ります。

事業の実施にあたっては、障害の特性に配慮した実施に努めます。

【主な取組内容】

① 訪問指導事業

特定健康診査受診者に対して、各家庭を訪問し、保健指導を行います。指導によって、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善を行うことで、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

② 予防接種の促進

予防接種法に基づき、個人予防や感染症の予防等を目的として、予防接種を実施します。

③ 母子健康手帳交付事業

母子健康手帳は、母と子の健康状態を記録するもので、記録することにより、健康管理に役立ち、医療を受ける時の手助けになります。今後は、

妊娠早期の手帳交付を促進することで、母子の健康管理のより一層の充実を図ります。

④ 母子訪問指導事業

妊娠婦・新生児・乳幼児に対して、保健師・助産師・栄養士が訪問し、妊娠・出産・育児・疾病予防等に関する必要な保健指導を行います。

また、各種健診後の経過観察及び未受診者への受診勧奨、低体重児、養育支援家庭等の訪問を行い、妊娠婦・乳幼児の保持増進・育児不安の軽減等に努めます。

⑤ からだや耳が不自由な人の胃がん・肺がん検診

からだや耳が不自由な人が胃がん・肺がん検診を受けやすいよう、手話通訳者・要約筆記者を配置し、リフト車で検診を実施する日を設けるなど、必要な支援を行うことで、検診の受診率向上とがんの予防を図ります。

⑥ 国民健康保険事業

国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導事業、人間ドック助成、脳ドック助成、歯科健康診断、はり・きゅう・マッサージ施術助成等の事業を行い、健康づくりと疾病の予防を図ります。

(2) 保健事業の推進

【施策の方向】

健康教育、健康相談等の保健事業を行うことにより、健康に関する正しい知識の普及、健康の増進、健康づくりのための意識の高揚を図るとともに、心身の機能が低下している人の機能の回復維持を図ります。

また、市民の心の健康づくりを推進するために、正しい知識の普及・啓発を図ります。

【主な取組内容】

① 健康教育事業

健康づくり・生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育を実施することで、正しい知識の普及を図ります。

② 健康手帳交付事業

特定保健指導や重症化予防の対象者に対して、保健指導を実施し、対象者自らが健康管理ができるよう健康手帳を交付することで、糖尿病等生活習慣病の予防に努めます。

③ 健康相談事業

心身の健康について、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、保健師等による健康相談のほか、専門医師による健康相談も実施することで、健康相談事業の充実に努めます。

<目標指標>基本目標4 障害者が暮らしやすい環境づくり

指標名	令和4年度 実績	令和11年度 目標
障害者見守りネットワーク協力事業所数	31 事業所	38 事業所
住宅改修件数	6 件	10 件
共同生活援助(グループホーム)利用者数	196 人	273 人
福祉ホーム利用者数	6 人	6 人

第5章 障害福祉計画（第7期）

第5章 障害福祉計画(第7期)

1 基本的事項

1－1 第7期計画策定の趣旨

障害者総合支援法では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

本市では、平成18年度に「徳島市障害福祉計画（第1期：平成18年度～平成20年度）」を策定以降、3年ごとに障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の一元的な実施主体として計画的にサービス提供を推進してきました。

平成25年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行うこととなりました。

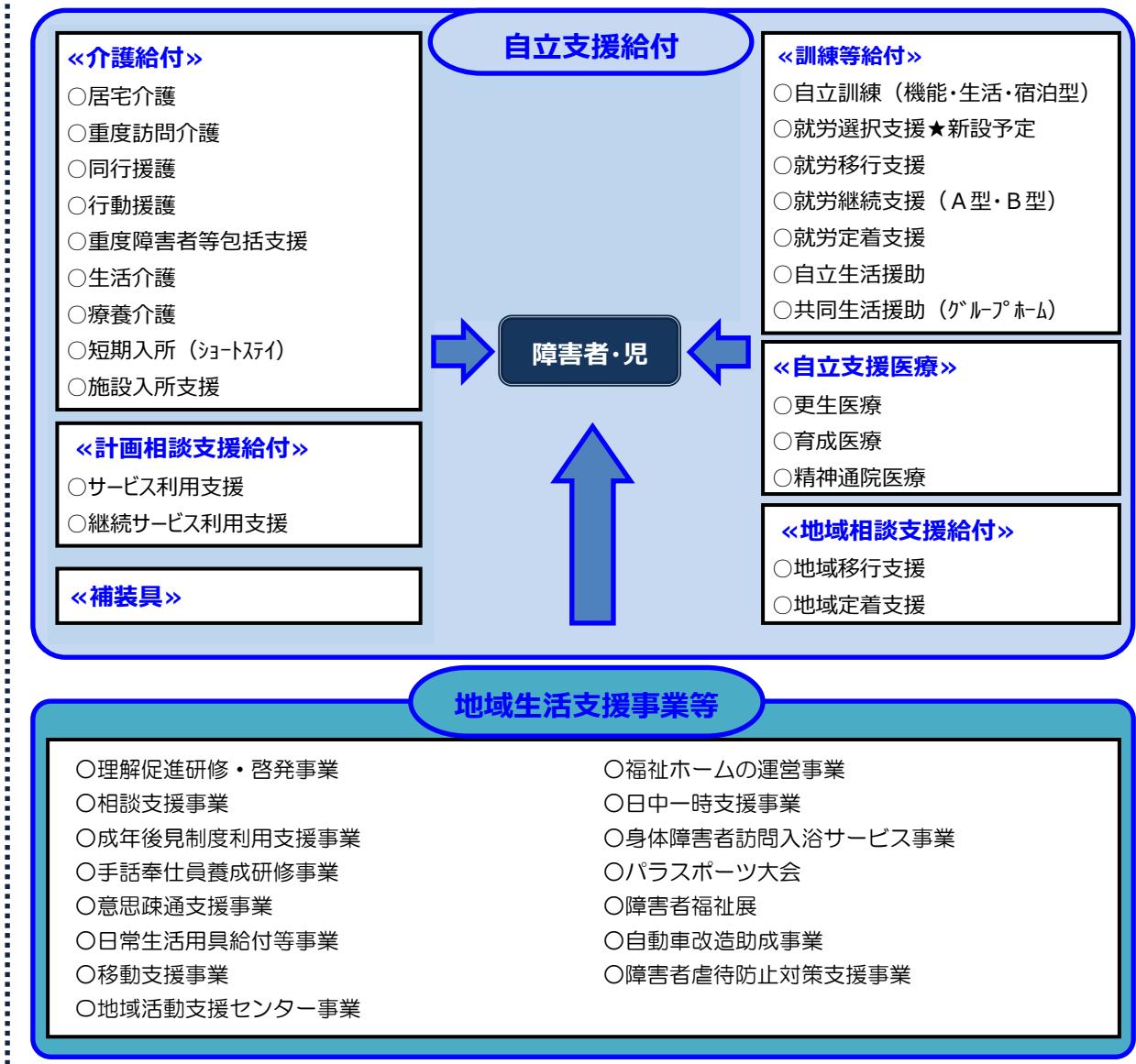
本市では、平成30年3月に策定された徳島市障害者計画及び令和3年3月に策定された徳島市障害福祉計画（第6期）に基づき、障害者施策やサービス提供の推進を図ってきましたが、徳島市障害福祉計画（第6期）が令和5年度で計画期間の終了、見直し時期を迎えたこと等から、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、徳島市障害福祉計画（第7期）を策定します。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

1－2 障害福祉サービス等の体系

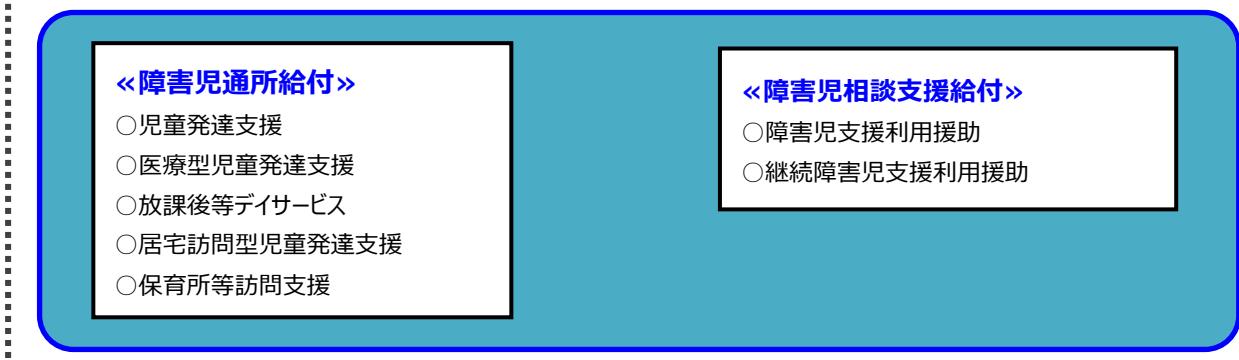
障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系は、個々の障害者の障害程度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援等があります。

«障害者総合支援法» (障害者・障害児)



«児童福祉法» (障害児)

障害児通所支援等



1－3 基本方針

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理念及び基本課題を踏まえ、国的基本指針に基づき、計画的な整備を行うため、次の8点を基本方針とします。

また、国の指針で示された、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる「成果目標」に即して本市における目標値を設定するとともに、障害福祉サービス等の必要な量等の見込み及びその確保の方策を定めます。

(1) 訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

(2) 日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、令和2年度に整備した地域生活支援拠点等について、今後も事業を継続するとともに徳島市障害者自立支援協議会等で運営状況の検証、機能の充実等の検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、研修の実施及び啓発、相談機関及び医療機関並びに自助グループ等の当事者団体を活用した支援体制の整備を目指します。

(7) 相談支援体制の充実・強化

地域における相談支援体制の充実・強化を図ることを目的に、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置が努力義務とされたため、設置に向けた検討を行います。

(8) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実などのインクルージョンの推進、重度心身障害児及び医療的ケア児等に対する支援体制の確保など、障害児及びその家族に対する地域支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育等関係機関によるネットワークの構築を推進します。

2 令和8年度の成果目標

2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・一般住宅等への移行を推進し、令和8年度末における地域生活に移行する人数の目標値を次のとおり設定します。

[成果目標]

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

【目標値】

項目	目標	備考
令和4年度末の施設入所者数（A）	401人	
令和8年度末の施設入所者数（B）	380人	
[目標値] 施設入所者数の削減見込み（A）－（B）	21人 (5.23%)	差引減少見込数
[目標値] 地域生活移行者数	24人 (6%)	令和8年度末までの間に、地域生活に移行する人数の目標値

【目標値設定の考え方】

施設入所者のグループホーム・一般住宅等地域への移行を推進し、国の基本指針に基づき、令和8年度末における施設入所者数の削減見込み及び地域生活への移行者数の目標値を定めました。

2－2 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置などによる効果的な支援を進め、運用状況の検証・検討を行います。さらに、強度行動障害を有する障害者への支援体制の整備を進めます。

【成果目標】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備とともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【新規】

【目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済	整備済
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
運営状況の検証・検討の実施回数	2回	2回	2回

項目	目標	備考
令和8年度の強度行動障害を有する障害者への支援体制	有	徳島市自立支援協議会で検討

【目標値設定の考え方】

地域生活支援拠点等については、地域の事業所が分担して必要な機能を担う「面的整備」体制として整備を行っております。今後は、徳島市障害者自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の機能の充実や運用状況について、検証・検討を進めるとともに、強度行動障害者への支援についての課題も検討します。

2－3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数、一般就労への移行が一定割合以上の事業所

就労を希望する障害者のうち、一般就労へ移行する人数の目標値を次のとおり設定します。また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した障害者の割合が5割以上である事業所について、目標値を設定します。

[成果目標]

●就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】

【目標値】

項目	実績及び目標	備考
令和3年度の一般就労移行者数 (就労移行支援事業)	6人	令和3年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数の実績
令和3年度の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	11人	
令和3年度の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人	
[目標値] 令和8年度の一般就労移行者数 (就労移行支援事業)	8人 (1.31倍)	令和8年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数の目標値
[目標値] 令和8年度の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	15人 (1.29倍)	
[目標値] 令和8年度の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	3人 (1.28倍)	
[目標値] 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した障害者の割合が5割以上である事業所の割合	5割	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業・就労継続支援事業等の支援の提供に加え、雇用・労働等関係機関と連携し、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するとともに過去の実績を踏まえ、目標を定めました。

(2) 就労定着支援の利用者数、就労定着支援事業所の就労定着率

就労移行支援事業等を利用した障害者が一般就労へ移行してからの就労定着を推進するため、就労定着支援事業の利用者数に関する数値目標及び就労定着支援事業所の定着率に関する目標値を設定します。

[成果目標]

- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【目標値】

項目	実績及び目標	備考
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	10人	令和3年度末において、就労定着支援を利用する人数の実績
[目標値] 令和8年度の就労定着支援事業利用者数	15人 (1.5倍)	令和8年度末において、就労定着支援を利用する人数の目標値
[目標値] 令和8年度の就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業等を利用した障害者の就労定着をさらに推進していくことを基本として、目標値を定めました。

2－4 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備を行います。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、令和8年度末までに推進体制を構築します。加えて、主に重症心身障害児の支援体制を構築するために、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保するほか、関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に対する支援を適切に行うために、医療的ケア児等支援のためのコーディネーターを配置します。

[成果目標]

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標値】

項目	目標	備考
令和8年度末の児童発達支援センターの設置（本市）	設置済	令和4年度末の設置数 5箇所
令和8年度末の保育所等訪問支援事業所数（本市）	21 箇所	令和4年度末の事業所数 18 箇所
令和8年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保（本市）	確保済	令和4年度末の事業所数 9箇所 (うち児童発達支援センター 2箇所)
令和8年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（本市）	確保済	令和4年度末の事業所数 8箇所 (うち児童発達支援センター 1箇所)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（本市）	設置済	徳島市自立支援協議会に設置
令和8年度末の医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置済	令和4年度末の配置人数 4人

【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターの設置について、発達障害児又は発達障害者やその家族に対して、乳幼児期から成人期まで全てのライフステージにおいて、関係機関と連携を図りながら継続した支援を行い、情報提供を行います。

保育所等訪問支援事業所のさらなる整備により、障害児の地域社会への参加への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所のさらなる整備及び体制の継続により、重症心身障害児の支援を確保します。

医療的ケア児に対する支援体制を確保し、徳島県医療的ケア児等支援センターと連携を図るとともに、コーディネーターを配置します。

2－5 相談支援体制の充実・強化

(1) 基幹相談支援センターの設置・運用

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の強化を検討します。

【成果目標】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

【目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	無	無	有
地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言数	0件	0件	10件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	2回
主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	2人

【目標値設定の考え方】

地域の相談支援の拠点として位置づけられる基幹相談支援センターについては、その役割や必要性など、他市町村の設置運用状況等を参考にしながら、障害者自立支援協議会等においてその必要性について検討していきます。

(2) 地域づくりに向けた協議会の機能強化

地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

[成果目標]

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

【目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施	有	有	有
事例検討実施回数及び参加者数	3回 (60人)	3回 (60人)	3回 (60人)
専門部会の設置数・回数	3部会 (6回)	3部会 (6回)	3部会 (6回)

【目標値設定の考え方】

徳島市自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施しており、今後も引き続き実施します。

2－6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等にかかる各種研修を活用することにより、市の担当職員の質の向上を図ります。

また、障害者自立支援給付審査支払システム審査結果を分析した結果を事業者や関係自治体等と共有することにより、必要とされるサービスを適切に提供できることを目指します。

【成果目標】

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

【目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等にかかる各種研修の参加職員数	10人	10人	10人
事業者や関係自治体等との審査支払システム審査結果の分析結果を共有する体制	有	有	有
事業者や関係自治体等との審査支払システム審査結果の分析結果を共有する実施回数	1回	1回	1回

【目標値設定の考え方】

各種研修について、徳島県が実施する市町村新任障がい福祉担当職員等研修会や障害支援区分審査会委員及び認定調査員研修等に参加し、市職員の質を向上させるための取組を実施する体制を継続します。

また、事業所からの請求における審査支払システム審査結果を分析し、障害福祉サービス等の質の向上及び給付の適正化を図ります。

3 障害福祉サービス・相談支援の必要量の見込み

《令和5年度実績値について》

各サービス等における令和5年度の実績値については、一部の実績値が確定したものを除き、令和5年度における見込みに基づいた数値を記載しています。

3-1 訪問系サービス

サービス区分	訪問系サービス
サービス名称	(1) 居宅介護（新規）、重度訪問介護（新規）、同行援護（新規）、行動援護（新規）、重度障害者等包括支援（新規）

【事業概要】

居宅介護は、ホームヘルパーによる身体介護や家事援助等を行うサービスです。重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の行動障害を有し常に介護を必要とする障害者に、身体介護、家事援助に加え、外出時の移動の支援や見守り、コミュニケーション支援を行うサービスです。同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者又は障害児に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うサービスです。行動援護は、行動上著しく困難があり常に介護を必要とする知的障害又は精神障害を有する障害者又は障害児が行動する際の危険回避のための援護や外出時の移動中に、必要な援助を行うサービスです。重度障害者等包括支援は、常に介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い障害者又は障害児に対し、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
実績値 (居宅介護)	804人	127,621 時間	816人	126,101 時間	828人	124,599 時間
実績値 (重度訪問介護)	16人	29,343 時間	19人	29,507 時間	23人	29,672 時間
実績値 (同行援護)	212人	43,652 時間	206人	44,367 時間	200人	45,094 時間
実績値 (行動援護)	74人	19,714 時間	88人	21,396 時間	105人	23,222 時間
実績値 (重度障害者等包括支援)	0人	0 時間	0人	0 時間	0人	0 時間

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを踏まえ、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
第7期計画見込値 (居宅介護)	835人	133,624 時間	842人	143,302 時間	849人	153,682 時間
第7期計画見込値 (重度訪問介護)	26人	31,821 時間	30人	34,126 時間	35人	36,598 時間
第7期計画見込値 (同行援護)	213人	48,360 時間	218人	51,863 時間	222人	55,619 時間
第7期計画見込値 (行動援護)	89人	24,903 時間	90人	26,707 時間	91人	28,642 時間
第7期計画見込値 (重度障害者等包括支援)	0人	0 時間	0人	0 時間	0人	0 時間

(注) 居宅介護の実績値及び見込値については、通院等乗降介助を除いています。

【見込量確保の方策】

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの重要性が増すため、関係機関と連携を図りながら、提供体制の充実を目指します。

3-2 日中活動系サービス

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(1) 生活介護

【事業概要】

生活介護は、常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	758人	173,045日	788人	179,102日	820人	185,371日
実績値	717人	167,765日	718人	166,698日	721人	170,060日
進捗率	94.6%	96.9%	91.1%	93.1%	87.9%	91.7%

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	724人	172,936日	727人	175,861日	730人	178,836日

【見込量確保の方策】

常時介護を必要とする障害者の増加に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス				
サービス名称	(2) 自立訓練（機能訓練）				

【事業概要】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	1人	93日	1人	93日	1人	93日
実績値	0人	0日	0人	0日	0人	0日
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【必要な量の見込み】

現在の指定事業所数と過去の利用実績等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	0人	0日	0人	0日	1人	93日

【見込量確保の方策】

入所施設・病院から地域生活への移行が円滑に行われるため必要なサービスです。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(3) 自立訓練（生活訓練）

【事業概要】

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者や精神障害者が入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画見込値	36人	5,495日	37人	5,770日	38人	6,058日
うち精神障害者	—	—	—	—	—	—
実績値	37人	5,362日	33人	5,253日	29人	5,146日
うち精神障害者	30人	4,236日	26人	4,187日	23人	4,139日
進捗率	102.8%	97.6%	89.2%	91.0%	76.3%	84.9%
うち精神障害者	—	—	—	—	—	—

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画見込値	30人	4,776日	31人	4,935日	32人	5,094日
うち精神障害者	27人	4,293日	28人	4,452日	29人	4,611日

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院を退所・退院した障害者などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(4) 就労選択支援（新規）

【事業概要】

障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

【必要な量の見込み】

就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望する障害者や特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	46人	49人	53人

(注) 就労選択支援のサービスが令和6年度に施行されたものとして見込みました。

【見込量確保の方策】

障害者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(5) 就労移行支援

【事業概要】

就労移行支援は、企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	85人	9,241日	94人	9,611日	103人	9,995日
実績値	60人	5,961日	65人	5,732日	54人	6,595日
進捗率	70.6%	64.5%	69.1%	59.6%	52.2%	66.0%

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	59人	7,026日	64人	7,484日	70人	7,972日

【見込量確保の方策】

障害者の就労意向に応えられるよう、関係機関との連携を強化し、情報提供や相談支援を充実させ提供体制を確保します。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(6) 就労継続支援（A型）

【事業概要】

就労継続支援（A型）は、雇用契約等に基づいて、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	290人	62,933日	319人	73,632日	351人	86,149日
実績値	258人	49,668日	302人	55,202日	324人	59,223日
進捗率	89.0%	78.9%	94.7%	75.0%	92.3%	68.7%

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びとサービス事業所の利用定員を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	345人	63,062日	367人	67,083日	392人	71,653日

【見込量確保の方策】

企業等に就労することが困難な障害者の就労意向に応えられるよう、関係機関と連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(7) 就労継続支援（B型）

【事業概要】

就労継続支援（B型）は、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	548人	98,120日	559人	99,101日	570人	100,092日
実績値	600人	105,676日	628人	110,956日	644人	113,783日
進捗率	109.5%	107.7%	112.3%	112.0%	113.0%	113.7%

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	662人	116,963日	679人	119,966日	692人	123,323日

【見込量確保の方策】

利用者数の増加傾向が続いていることから、関係機関と連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(8) 就労定着支援

【事業概要】

就労定着支援は、就労支援を受けて一般就労した障害者に、一定期間、就職した事業所での就労の継続を図るために、事業主や関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	20人	24人	29人
実績値	10人	10人	10人
進捗率	50.0%	41.7%	34.5%

【必要な量の見込み】

就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち、一般就労した障害者の人数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	11人	13人	15人

【見込量確保のための方策】

就労移行支援等で企業等に新たに雇用された障害者が、雇用後も就労を継続できるよう、事業所間の連携によるサービスの充実を図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(9) 療養介護

【事業概要】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	80人	82人	84人
実績値	82人	83人	84人
進捗率	102.5%	101.2%	100.0%

【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	84人	84人	84人

【見込量確保の方策】

医療と常時介護を必要とする障害者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携を図りながら、利用者の必要なサービスの確保に努めます。

サービス区分	日中活動系サービス
サービス名称	(10) 短期入所(ショートステイ)

【事業概要】

短期入所(ショートステイ)は、自宅で介護する人が病気等で一時的に介護ができない場合等に、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	176人	6,069日	178人	6,160日	180人	6,252日
実績値	139人	5,737日	131人	4,528日	178人	4,452日
進捗率	80.1%	94.5%	73.6%	73.5%	67.2%	71.2%

【必要な量の見込み】

利用者数の状況や施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	183人	4,637日	188人	4,822日	193人	5,007日

【見込量確保の方策】

利用者が必要とする際に利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、提供体制の充実を目指します。

3-3 居住系サービス

サービス区分	居住系サービス
サービス名称	(1) 自立生活援助

【事業概要】

施設入所支援又は共同生活援助（グループホーム）を利用していた障害者等が、自立した生活を営む上で定期的な巡回訪問や通報により、相談や必要な情報の提供等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画見込値	1人	2人	3人
うち精神障害者	1人	2人	3人
実績値	2人	0人	0人
うち精神障害者	2人	0人	0人
進捗率	200.0%	0.0%	0.0%
うち精神障害者	200.0%	0.0%	0.0%

【必要な量の見込み】

利用者数の状況を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画見込値	1人	2人	3人
うち精神障害者	1人	2人	3人

【見込量確保のための方策】

入所施設やグループホームからの退所者等の一人暮らしを支援し、地域生活の援助を行い安定した生活が送れるよう、利用促進を図ります。

サービス区分	居住系サービス
サービス名称	(2) 共同生活援助（グループホーム）

【事業概要】

共同生活援助（グループホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画見込値	177人	189人	202人
うち精神障害者	60人	63人	65人
実績値	183人	196人	207人
うち精神障害者	64人	67人	70人
進捗率	103.4%	103.7%	102.5%
うち精神障害者	106.7%	106.3%	107.7%

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画見込値	218人	229人	240人
うち精神障害者	73人	77人	80人

【見込量確保の方策】

入所施設・病院から地域生活への移行を進めるため、関係機関と連携を図りながら、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実に努めます。

サービス区分	居住系サービス
サービス名称	(3) 施設入所支援

【事業概要】

施設入所支援は、施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	404人	399人	393人
実績値	401人	401人	401人
進捗率	99.3%	100.5%	102.0%

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、新たな入所見込者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	395人	388人	380人

【見込量確保の方策】

障害者の地域生活へ移行を進める中で、グループホームで対応が困難な障害者の受け入れ施設として、関係機関と連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

サービス区分	居住系サービス
サービス名称	(4) 宿泊型自立訓練

【事業概要】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者の居宅の場を提供し、帰宅後における家事等の維持・向上のための訓練等を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	44人	9,002日	46人	9,137日	48人	9,274日
実績値	34人	7,173日	31人	7,093日	28人	7,013日
進捗率	77.3%	79.7%	67.4%	77.6%	58.3%	75.6%

【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	29人	7,121日	29人	7,231日	30人	7,343日

【見込量確保の方策】

病院等を退院した障害者などの生活能力の維持・向上のため、関係機関と連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

3-4 相談支援

サービス区分	相談支援
サービス名称	(1) 計画相談支援

【事業概要】

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者又は障害児に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	2,441人	2,551人	2,666人
実績値	2,522人	2,581人	2,545人
進捗率	103.3%	101.2%	95.5%

【必要な量の見込み】

利用者数の状況を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	2,658人	2,776人	2,899人

【見込量確保の方策】

障害者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。相談支援事業所等との連携・調整を行い、効果的な相談支援が可能となるよう努めます。

サービス区分	相談支援
サービス名称	(2) 地域移行支援

【事業概要】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画見込値	2人	3人	4人
うち精神障害者	2人	3人	4人
実績値	2人	3人	4人
うち精神障害者	2人	3人	4人
進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
うち精神障害者	100.0%	100.0%	100.0%

【必要な量の見込み】

利用者数の状況を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画見込値	6人	7人	8人
うち精神障害者	4人	4人	5人

【見込量確保の方策】

医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、利用促進を図ります。

サービス区分	相談支援
サービス名称	(3) 地域定着支援

【事業概要】

居宅において単身で生活する障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画見込値	6人	7人	8人
うち精神障害者	3人	4人	5人
実績値	0人	0人	0人
うち精神障害者	0人	0人	0人
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
うち精神障害者	0.0%	0.0%	0.0%

【必要な量の見込み】

利用者数の状況を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画見込値	1人	2人	3人
うち精神障害者	1人	2人	3人

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、単身の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者の地域生活への定着を支援します。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【事業概要】

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、地域での保健、医療及び福祉関係者による協議を行います。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催・実施回数及び参加者数	開催・実施回数及び参加者数	開催・実施回数及び参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	第6期計画見込値	2回	2回
	実績値	2回	2回
	進捗率	100.0%	100.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	第6期計画見込値	32人	32人
	実績値	29人	28人
	進捗率	90.6%	87.5%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	第6期計画見込値	2回	2回
	実績値	2回	2回
	進捗率	100.0%	100.0%

【必要な量の見込み】

支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数、関係者の参加者数、評価の実施回数の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	開催・実施回数及び参加者数	開催・実施回数及び参加者数	開催・実施回数及び参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	第7期計画見込値	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	第7期計画見込値	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	第7期計画見込値	2回	2回

【見込量確保の方策】

保健、医療、福祉等関係者と連携を図り、関係機関へ参加を要請し定期的な開催に努めます。

5 障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み

5-1 障害児通所支援

サービス区分	障害児通所支援
サービス名称	(1) 児童発達支援

【事業概要】

主に未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	684人	43,481日	725人	46,090日	769人	48,855日
実績値	734人	52,358日	753人	55,705日	723人	59,266日
進捗率	107.3%	120.4%	103.9%	120.9%	94.1%	121.3%

【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	742人	63,055日	761人	67,085日	781人	71,374日

【見込量確保の方策】

関係機関による早期発達支援の取組により、発達障害児の利用の増加が見込まれる中、関係機関と連携して、障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

サービス区分	障害児通所支援
サービス名称	(2) 放課後等デイサービス

【事業概要】

学校に就学している障害児を対象に、授業の終了後や休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	1,111人	143,546日	1,222人	159,336日	1,344人	176,863日
実績値	1,082人	136,738日	1,237人	147,670日	1,319人	160,167日
進捗率	97.4%	95.3%	101.2%	92.7%	98.1%	90.6%

【必要な量の見込み】

児童発達支援からの移行等により、今後も利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	1,387人	172,972日	1,458人	186,801日	1,533人	201,735日

【見込量確保の方策】

障害児の利用の増加が見込まれる中、関係機関と連携して、利用の適正化を図り、就学している障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

サービス区分	障害児通所支援
サービス名称	(3) 保育所等訪問支援

【事業概要】

訪問支援員が障害児の通う保育所等（保育所・幼稚園など）を訪問し、障害児の保育所等における集団生活へ適応するため専門的な支援を行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	309人	630日	402人	725日	523人	834日
実績値	158人	287日	162人	348日	234人	524日
進捗率	51.1%	45.6%	40.3%	48.0%	44.7%	62.8%

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	240人	635日	246人	770日	252人	934日

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、障害児の保育所等の安定した利用等を促進します。

サービス区分	障害児通所支援				
サービス名称	(4) 居宅訪問型児童発達支援				

【事業概要】

重度の障害児で外出することが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のため訓練等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第6期計画 見込値	1人	60日	2人	120日	3人	180日
実績値	0人	0日	0人	0日	0人	0日
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第7期計画 見込値	1人	60日	2人	120日	3人	180日

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携を図りながら、重度障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

5-2 障害児相談支援

サービス区分	障害児相談支援
サービス名称	(1) 障害児相談支援

【事業概要】

障害児の利用するサービスの内容等を定めた利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	1,778人	1,920人	2,074人
実績値	1,886人	2,008人	2,089人
進捗率	106.1%	104.6%	100.7%

【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	2,224人	2,368人	2,521人

【見込量確保のための方策】

障害児に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

5-3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス区分	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
サービス名称	(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【事業概要】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の整備に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供を行います。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	配置人数	配置人数	配置人数
第6期計画 見込値	0人	0人	1人
実績値	5人	4人	7人
進捗率	—	—	700%

【必要な量の見込み】

地域における医療的ケア児のニーズを把握し、コーディネーターを配置していくことを踏まえ見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置人数	配置人数	配置人数
第7期計画 見込値	7人	8人	8人

【見込量確保のための方策】

徳島県医療的ケア児等支援センターのコーディネーターと連携し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、障害者相談支援事業所等の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者であるコーディネーターの配置を促進します。

6 発達障害者等に対する支援

6-1 ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレンツメンター、ピアサポート等の活動（新規）

【事業概要】

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族への支援が重要です。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、保護者向けのペアレントトレーニングやペアレントプログラムの機会等を提供する事業です。

【事業実施の見込み】

現状のペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ピアサポートの活動状況及び発達障害者等の人数を勘案し、実施体制の見込みを設定します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	0人	2人	4人
ペアレンツメンターの人数	0人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	1人

【事業実施のための方策】

本市ではペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ピアサポートの活動を実施しておりませんが、徳島県等が実施しているペアレントトレーニング等の周知等に取り組み、本市においても実施を検討します。

7 地域生活支援事業の必要量の見込み

7-1 必須事業

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(1) 理解促進・啓発事業

【事業概要】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

【利用実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画 見込	実施の有無	有	有	有
実績	実施の有無	有	有	有

【事業実施の見込み】

今後も、事業を継続的に実施するとの考え方に基づき、見込みを定めました。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

これまで実施している、事業所訪問やイベント開催の充実を図るとともに、参加人数の増加に向け、事業内容の周知に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(2) 自発的活動支援事業

【事業概要】

障害者(主に聴覚障害者や視覚障害者)が災害時に避難補助や支援を受けやすくするために、ビブスを配布し、地域での防災訓練等に使用するなど、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

【利用実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画 見込	実施の有無	有	有	有
実績	実施の有無	有	有	有

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方に基づき、見込みを定めました。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障害者団体、各種ボランティア活動団体等と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(3) 相談支援事業

【事業概要】

相談支援事業は、障害者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

【利用実績】 上段：第6期見込み、下段：実績

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4箇所	4箇所	5箇所
		4箇所	4箇所	4箇所
障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
		有	有	有

【必要な量の見込み】

現体制を段階的に強化するとの考え方に基づき、実施箇所数の見込みを定めました。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4箇所	4箇所	5箇所
障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保の方策】

きめ細かな対応ができるよう、相談支援事業者の職員の資質向上や専門性・継続性が図られる体制の構築に努めます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である徳島市障害者自立支援協議会の充実を図ります。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	12人	13人	14人
実績値	10人	9人	12人
進捗率	83.3%	69.2%	85.7%

【必要な量の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方に基づき、見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	13人	14人	15人

【見込量確保の方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【利用実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画 見込	実施の有無	有	有	有
実績	実施の有無	有	有	有

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方に基づき、見込みを定めました。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(6) 手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

手話奉仕員養成研修事業は、障害者の社会参加を促進するために、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第6期計画 見込値	30人	30人	30人
実績値	17人	7人	13人
進捗率	56.7%	23.3%	43.3%

【必要な量の見込み】

受講者実績等を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第7期計画 見込値	20人	20人	20人

【見込量確保の方策】

障害者の社会参加を促進するため、奉仕員の養成事業を継続して実施します。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(7) 意思疎通支援事業

【事業概要】

意思疎通支援事業は、聴覚障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣などを行う事業です。

【利用実績】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者 設置事業	第6期計画 見込値	2人	2人	2人
	実績値	2人	2人	2人
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者・ 要約筆記者等 派遣事業	第6期計画 見込値	450件	480件	500件
	実績値	486件	475件	480件
	進捗率	108.0%	99.0%	96.0%

【必要な量の見込み】

手話通訳者設置事業については、現体制の2名を維持します。

また、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業については、利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者 設置事業	第7期計画 見込値	2人	2人	2人
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者・ 要約筆記者等 派遣事業	第7期計画 見込値	500件	500件	500件

【見込量確保のための方策】

聴覚障害者の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業を推進します。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業		
サービス名称	(8) 日常生活用具給付等事業		

【事業概要】

日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	給付件数	給付件数	給付件数	
介護・訓練 支援用具	第6期計画 見込値	16件	17件	18件
	実績値	17件	16件	17件
	進捗率	106.3%	94.1%	94.4%
自立生活 支援用具	第6期計画 見込値	30件	31件	32件
	実績値	26件	34件	25件
	進捗率	86.7%	109.7%	78.1%
在宅療養等 支援用具	第6期計画 見込値	21件	22件	23件
	実績値	43件	37件	38件
	進捗率	204.8%	168.2%	165.2%
情報・意思疎通 支援用具	第6期計画 見込値	152件	153件	154件
	実績値	152件	137件	156件
	進捗率	100.0%	89.5%	101.3%
排泄管理 支援用具	第6期計画 見込値	6,974件	7,093件	7,213件
	実績値	6,728件	6,657件	6,741件
	進捗率	96.5%	93.9%	93.5%
住宅改修費	第6期計画 見込値	10件	10件	10件
	実績値	3件	7件	6件
	進捗率	30.0%	70.0%	60.0%

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、給付件数の見込みを定めました。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第7期計画見込値	16件	17件	18件
自立生活支援用具	第7期計画見込値	28件	29件	30件
在宅療養等支援用具	第7期計画見込値	39件	40件	41件
情報・意思疎通支援用具	第7期計画見込値	148件	149件	150件
排泄管理支援用具	第7期計画見込値	6,800件	6,800件	6,800件
住宅改修費	第7期計画見込値	7件	7件	7件

【見込量確保のための方策】

障害者の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業
サービス名称	(9) 移動支援事業

【事業概要】

移動支援事業は、屋外で移動が困難な障害者又は障害児に対して、外出のための支援を行う事業です。

【利用実績】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	
移動支援事業 (個別支援型)	第6期計画 見込値	651人	77,498 時間	716人	83,698 時間	788人	90,394 時間
	実績値	550人	67,257 時間	601人	71,669 時間	622人	74,173 時間
	進捗率	84.5%	86.8%	83.9%	85.6%	78.9%	82.1%
移動支援事業 (車両輸送型)	第6期計画 見込値	32人	1,038 時間	32人	1,038 時間	32人	1,038 時間
	実績値	18人	707 時間	22人	749 時間	26人	791 時間
	進捗率	56.3%	68.1%	68.8%	72.1%	81.3%	76.2%

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数及び利用時間数の見込みを定めました。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	
移動支援事業 (個別支援型)	第7期計画 見込値	643人	76,677 時間	665人	79,300 時間	686人	81,805 時間
移動支援事業 (車両輸送型)	第7期計画 見込値	32人	837 時間	39人	885 時間	47人	937 時間

【見込量確保の方策】

個別支援型については、今後、増加が予想される需要に対応できるよう、サービスを提供する契約事業所の確保やヘルパーの質の向上に努めます。

また、車両輸送型については、引き続き事業者に委託し実施します。

サービス区分	地域生活支援事業・必須事業				
サービス名称	(10) 地域活動支援センター事業				

【事業概要】

地域活動支援センター事業は、障害者が通所し、創作的活動、生産活動の提供、社会との交流の促進等の機会の提供を受ける事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第6期計画 見込値	10 箇所	300 人	10 箇所	310 人	10 箇所	320 人
実績値	10 箇所	282 人	10 箇所	274 人	10 箇所	266 人
進捗率	100.0%	94.0%	100.0%	88.4%	100.0%	83.1%

【必要な量の見込み】

事業の実施状況を踏まえ、実施箇所数及び利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第7期計画 見込値	10 箇所	271 人	10 箇所	276 人	10 箇所	281 人

【見込量確保の方策】

地域活動支援センターが障害者の日中活動の場としてより安定的な運営が図られるよう、利用者の増加に向け、周知を行います。

7-2 任意事業

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(1) 福祉ホーム事業

【事業概要】

福祉ホーム事業は、住居を必要としている障害者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	8人	8人	8人
実績値	7人	6人	6人
進捗率	87.5%	75.0%	75.0%

【必要な量の見込み】

利用実績、現施設の定員を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	6人	6人	6人

【見込量確保の方策】

障害者の地域生活を支援するため、継続して実施します。

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(2) 日中一時支援事業

【事業概要】

日中一時支援事業は、障害者又は障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息等を目的として行う事業です。

【利用実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実施回数	実施回数	実施回数	
利用時間が 4時間未満	第6期計画 見込値	1,300回	1,300回	1,300回
	実績値	975回	827回	701回
	進捗率	75.0%	63.6%	53.9%
利用時間が 4~8時間未満	第6期計画 見込値	200回	200回	200回
	実績値	13回	105回	123回
	進捗率	6.5%	52.5%	61.5%
利用時間が 8時間以上	第6期計画 見込値	22回	22回	22回
	実績値	0回	8回	6回
	進捗率	0.0%	36.4%	27.3%

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、実施回数の見込みを定めました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実施回数	実施回数	実施回数	
利用時間が 4時間未満	第7期計画 見込値	852回	852回	852回
利用時間が 4~8時間未満	第7期計画 見込値	148回	148回	148回
利用時間が 8時間以上	第7期計画 見込値	14回	14回	14回

【見込量確保のための方策】

障害者の日中活動の場の確保を図るため、継続して実施していくとともに、サービスの確保に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(3) 訪問入浴サービス事業

【事業概要】

訪問入浴サービス事業は、看護師や介護職員等が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	10人	10人	10人
実績値	10人	7人	7人
進捗率	100.0%	70.0%	70.0%

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	7人	8人	9人

【見込量確保の方策】

身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持などを図り、日常生活の支援及び福祉の増進を図るため、継続して実施していくとともに、サービスの確保に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(4) パラスポーツ大会

【事業概要】

パラスポーツ大会は、障害者がスポーツを通じて健康増進と社会参加を促進するとともに、市民相互の交流を深めること目的として開催する事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第6期計画 見込値	300人	330人	350人
実績値	中止	120人	115人
進捗率	0.0%	36.4%	32.9%

【必要な量の見込み】

参加者実績を勘案し、参加者数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第7期計画 見込値	120人	130人	140人

【見込量確保の方策】

障害者の健康増進と社会参加を促進するため継続して開催します。また、事業内容の周知に努めるとともに、障害者が参加しやすいよう競技種目にも配慮します。

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(5) 障害者福祉展

【事業概要】

障害者福祉展は、障害者の芸術・文化活動を振興し、市民相互の交流を深めることを目的として開催する事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第6期計画 見込値	19 施設	20 施設	21 施設
実績値	中止	12 施設	17 施設
進捗率	0.0%	60.0%	81.0%

【必要な量の見込み】

参加施設実績を勘案し、参加施設数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第7期計画 見込値	18 施設	19 施設	20 施設

【見込量確保の方策】

障害者の社会参加を促進するため継続して開催します。また、参加施設の拡大に努めます。

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(6) 自動車運転免許取得助成事業（新規）

【事業概要】

自動車運転免許取得助成事業は、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
実績値	-	-	4人

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	4人	4人	4人

【見込量確保の方策】

障害者の社会参加を促進するため、事業の周知を行うとともに、今後、継続して実施します。

サービス区分	地域生活支援事業・任意事業
サービス名称	(7) 自動車改造助成事業

【事業概要】

自動車改造助成事業は、自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	4人	4人	4人
実績値	3人	5人	5人
進捗率	75.0%	125.0%	125.0%

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	5人	5人	5人

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため、継続して実施します。

サービス区分	地域生活支援促進事業
サービス名称	(8) 障害者虐待防止対策支援事業

【事業概要】

障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で受付し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援や関係機関等の協力体制の構築を行います。

【利用実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用件数	利用件数	利用件数
第6期計画 見込値	50 件	60 件	70 件
実績値	74 件	65 件	60 件
進捗率	148.0%	108.3%	85.7%

【必要な量の見込み】

これまでの相談・通報件数を勘案し、見込みを定めました。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第7期計画 見込値	70 件	75 件	80 件

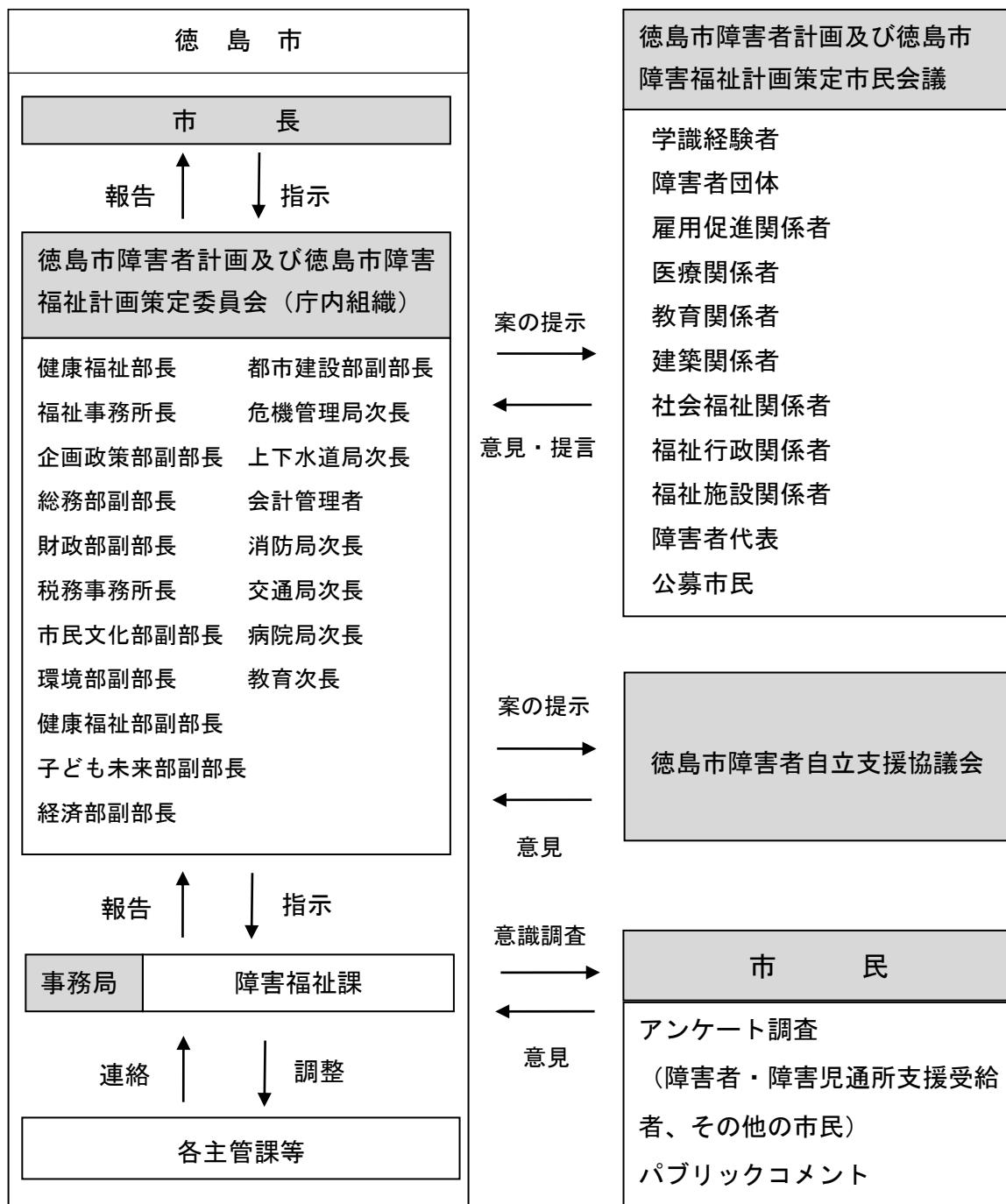
【見込量確保のための方策】

引き続き障害者虐待防止センター等の関係機関と連携し、事業の周知を行うなど、障害者虐待の防止に努めます。

第6章 資料編

第6章 資料編

1 策定体制



2 策定経過

◆ アンケート調査

区分	日程等
期間	令和5年7月21日～8月11日
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、その他の市民

◆ 策定市民会議

区分	日程・議題
第1回	令和5年7月7日 ・計画策定の趣旨と今後の取組、法改正の動向について ・現計画の達成状況について ・市民アンケートの実施について
第2回	令和5年9月28日 ・アンケート調査結果について ・計画の骨子案について
第3回	令和5年10月31日 ・計画の素案について
第4回	令和6年1月31日 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画案について

◆ 策定委員会

区分	日程・議題
第1回	令和5年6月30日 ・計画策定の趣旨と今後の取組、法改正の動向について ・現計画の達成状況について ・市民アンケートの実施について
第2回	令和5年10月23日 ・計画の素案について
第3回	令和6年1月22日 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画案について

◆ 障害者自立支援協議会（計画策定に係る開催のみ）

区分	日程・議題
第1回	令和5年8月29日 ・計画の骨子案について
第2回	令和5年11月6日 ・計画の素案について
第3回	令和6年2月16日 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画案について

◆ パブリックコメント手続

区分	日程
実施期間	令和5年12月22日～令和6年1月20日

3 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議

3-1 設置要綱

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第7期）の策定にあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
- (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員23名以内で構成し、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関から選ばれた者及び学識経験者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(書面による協議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を行うことができる。

- 2 書面による協議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による協議に参加することにより成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

3-2 委員名簿

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議委員名簿

分 野	団 体 等	役職等	氏 名	備考
学識経験者	徳島文理大学保健福祉学部	教 授	江口 久美子	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事長	林 德太郎	副会長
	徳島市手をつなぐ親の会	理事長	糸林 代々木	
	徳島市精神保健福祉会	会 長	一 楽 記 代	
雇用促進 関係者	徳島障害者職業センター	所 長	稻 田 憲 弘	
医療関係者	徳島市医師会	代議員	井 上 秀 之	
教育関係者	徳島県立国府支援学校	校 長	名 山 優	
建築関係者	徳島県建築士会	会 長	坂 口 敏 司	
社会福祉 関係者	徳島市民生委員児童委員協議会	会 長	木 村 洋一郎	
	徳島市社会福祉協議会	常務理事	藤 田 稔 夫	
福祉行政 関係者	徳島県障がい者相談支援センター	所 長	来 島 努	
	徳島県中央こども女性相談センター	所 長	森 吉 雅 史	
	徳島県精神保健福祉センター	所 長	石 元 康 仁	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	所 長	仁 木 幸	
福祉施設 関係者	一般社団法人キラニコ	代表理事	後 藤 真 美	
	障害者支援施設 眉山園	施設長	三 橋 一 巳	
	障害者支援施設 希望の郷	施設長	井 後 浩 二	
	自立訓練事業所「ウィスパー」	施設長代理	濱 田 さくら	
	太陽と緑の会	代表理事	杉 浦 良	
障害者代表	徳島市視覚障害者会	副会長	熊 井 勇	
	徳島市聴覚障害者会	会 長	港 博 義	
公募市民			中 川 美 佐	
			圓 井 美 貴 子	

4 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会

4-1 設置要綱

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第7期）を策定するための府内組織として、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズの把握に関すること
- (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を処理するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が選任するメンバーをもって構成し、委員会の指示を受け調査研究する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

別掲（第3条関係）

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会

企画政策部、総務部、財政部、市民文化部、環境部、健康福祉部、子ども未来部、経済部、都市建設部、危機管理局、会計管理者、消防局、上下水道局、交通局、病院局、教育委員会

4-2 委員名簿

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属・職名
会長	竹原 義典	健康福祉部長
副会長	大久保 達人	健康福祉部副部長兼福祉事務所長（生活福祉第一課長事務取扱）
委員	八幡 建志	健康福祉部副部長（健康福祉政策課長事務取扱）
委員	上田 誠吾	企画政策部副部長
委員	森口 泰治	総務部副部長（コンプライアンス推進室長事務取扱）
委員	青木 啓二	総務部副部長（総務課長事務取扱）
委員	青木 英樹	財政部副部長（財政課長事務取扱）
委員	服部 弘典	税務事務所長（市民税課長事務取扱）
委員	田村 茂生	市民文化部副部長（人権推進課長事務取扱）
委員	吉田 高志	環境部副部長（環境政策課長事務取扱）
委員	三好 一文	子ども未来部副部長（子ども政策課長事務取扱）
委員	勝浦 里美	経済部副部長（経済政策課長事務取扱）
委員	谷口 出穂	経済部副部長（農林水産課長事務取扱）
委員	久米 健仁	都市建設部副部長（都市建設政策課長事務取扱）
委員	粟飯原 史朗	都市建設部副部長（河川水路課長事務取扱）
委員	吉田 浩章	危機管理局次長（防災対策課長事務取扱・消防局併任）
委員	建島 美穂	会計管理者（会計課長事務取扱）
委員	柳澤 延昭	消防局次長
委員	松本 弘之	消防局次長（東消防署長兼務）
委員	森 憲二	上下水道局次長
委員	日下 正和	交通局次長（総務課長事務取扱・経済部付参事併任）
委員	高島 浩規	病院局次長（市民病院事務部事務長兼務）
委員	田村 康治	教育次長
委員	伊東 晶之	教育次長

5 徳島市障害者自立支援協議会

5-1 設置要綱

徳島市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、徳島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関するこ
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関するこ
- (3) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善にむけた協議に關すること
- (4) 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価に関するこ
- (5) 権利擁護に関するこ
- (6) 徳島市障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言に関するこ
- (7) 前6号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者関係団体関係者
 - (2) 雇用・就労関係者
 - (3) 保健・医療・教育・福祉関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時には、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会の設置年度については、協議会の設置された日からその年度を経過後2年とする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、概ね年2回開催する。
- 4 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(書面による協議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を行うことができる。

2 書面による協議における協議会の議事は、委員の過半数が当該書面による協議に参加す

ることにより成立する。

(定例会)

第 7 条 協議会は、協議会の下に、定例会を設置し、概ね月 1 回開催する。

2 定例会は、地域の関係機関相互の情報共有を図るとともに、事例に基づく課題の検討及び背景となる地域の課題について協議する。

3 定例会は、第 3 条第 1 項各号に掲げる者、委託相談支援事業者及び健康福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(運営会)

第 8 条 協議会は、協議会の下に、運営会を設置し、概ね月 1 回開催する。

2 運営会は、協議会（定例会、運営会及び専門部会を含む。）の在り方について調査・研究及び協議し、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。

3 運営会は、委託相談支援事業者及び健康福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(専門部会)

第 9 条 協議会は、協議会の下に、第 2 条各号に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第 10 条 協議会の関係者は、正当な理由なく協議会上知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。なお協議会を離れた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

5-2 委員名簿

徳島市障害者自立支援協議会委員名簿

機関区分	団体・機関名	役職等	氏 名	備考
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事長	林 德太郎	
	徳島市手をつなぐ親の会	理事長	糸林 代々木	
	徳島市精神保健福祉会	会長	一楽 記代	
就労	障害者就業・生活支援センター ーわーくわく	就業支援ワーカー	内川 欽一朗	
	徳島障害者職業センター	所長	稻田 憲弘	
医療	徳島県医療ソーシャルワーカー協会	副会長	織原 望	
	徳島県精神保健福祉士協会	会長	黒下 良一	
入所施設	障害者支援施設 希望の郷	施設長	井後 浩二	
権利擁護	徳島県社会福祉士会	会員	船戸 まさみ	
相談支援	徳島県相談支援専門員協会	代表	堀本 孝博	
支援学校	徳島聴覚支援学校	進路指導主事	安友 祥子	会長
公的機関	徳島県東部保健福祉局	課長補佐	三ツ川 恵美子	
	徳島県精神保健福祉センター	次長	須藤 貴代	
	徳島県中央こども女性相談センター	課長	遠藤 朋子	
	徳島県発達障がい者総合支援センター	所長	仁木 幸	
	徳島県障がい者相談支援センター	所長	来島 努	副会長
	徳島市地域包括支援センター	管理者	野口 詠司	
	徳島市社会福祉協議会	常務理事	藤田 稔夫	
	徳島市教育委員会教育研究所	指導主事	高原 洋子	
	徳島市子ども家庭総合支援室	係長	石川 たか子	

6 アンケート調査

6-1 調査概要

(1) 調査目的

障害者の障害の程度や生活の状況、障害者（児）及びその他の市民の意識等を把握し、今後の徳島市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査対象者

- ① 18歳以上の障害者手帳（身体・療育・精神）所持者のうち、各5～10%程度
- ② 住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民のうち、0.2%程度
- ③ 障害児通所支援受給者（児童）のうち、5%程度

(3) 調査方法

郵送配布—郵送回収

(4) 調査期間

令和5年7月21日～8月11日

(5) 回収状況

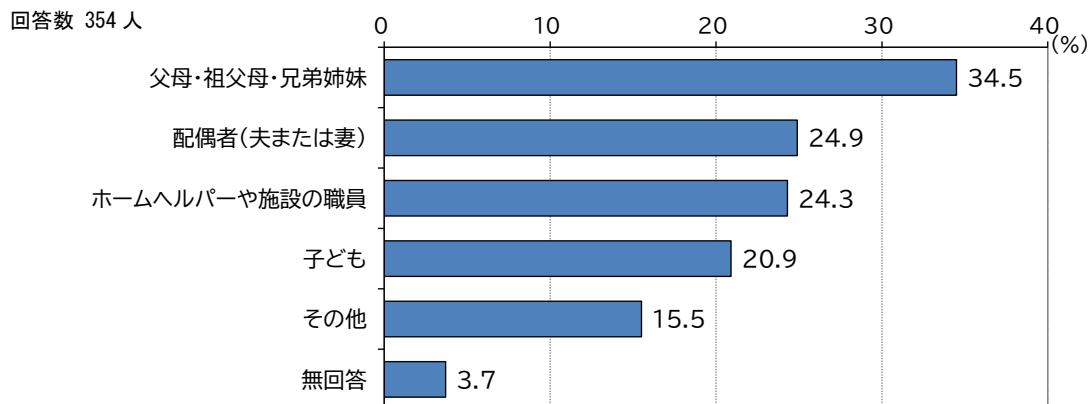
区分	対象者数	回収数	回収率
	(A)	(B)	(B/A)
身体障害者	450人	※ 197	43.8%
知的障害者	200人	※ 98	49.0%
精神障害者	250人	※ 95	38.0%
障害者の計	900人	354	39.3%
障害児	100人	32	32.0%
その他の市民	500人	136	27.2%
全体の計	1,500人	522	34.8%

※障害者種別ごとの回収数（B）は、重度障害者等が含まれるため、身体・知的・精神障害者の合計は障害者の計と一致しない。

6-2 障害者手帳所持者を対象とした調査結果（抜粋）

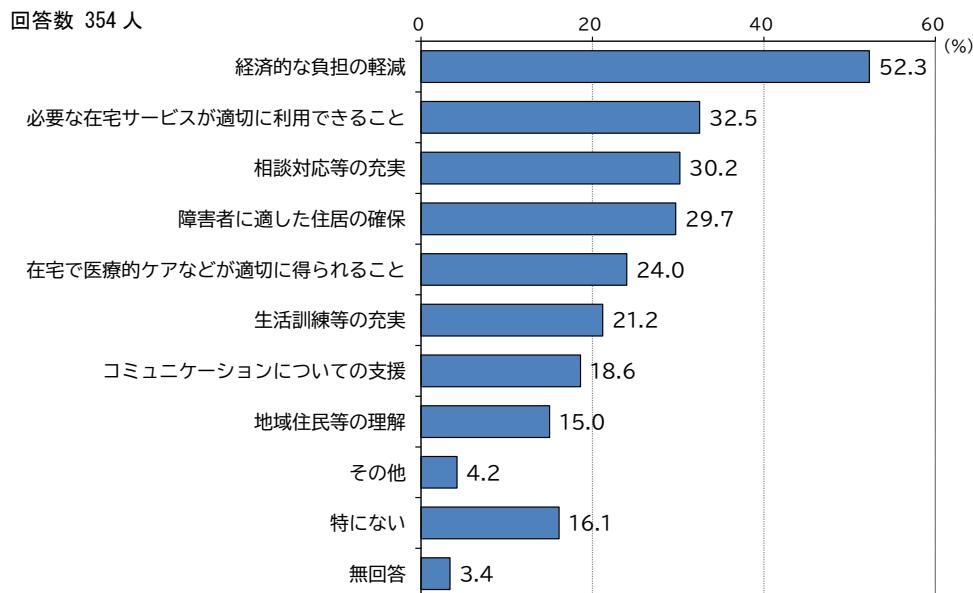
（1） 主に支援してくれる人

主に支援してくれる人は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」(34.5%)が最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」(24.9%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(24.3%)となっています。



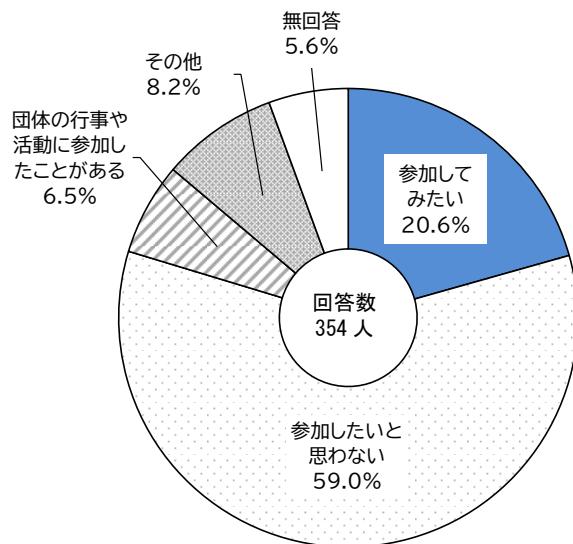
（2） 希望する暮らしを送るために必要な支援

希望する暮らしを送るために必要な支援は、「経済的な負担の削減」(52.3%)が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(32.5%)、「相談対応等の充実」(30.2%)となっています。



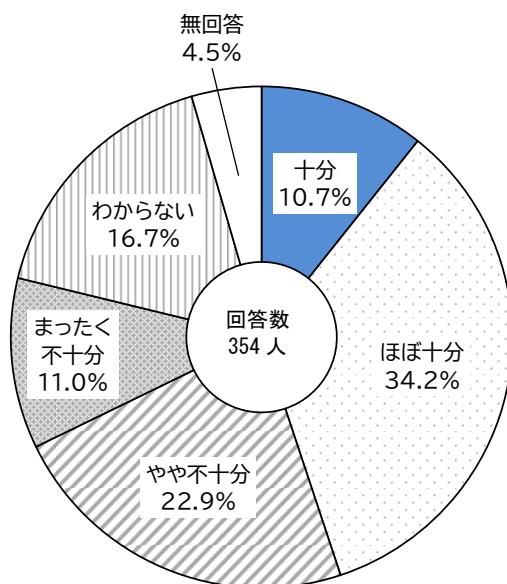
(3) 障害者団体の行事等への参加意向

障害者団体の行事等への参加意向は、「参加したいと思わない」(59.0%)が最も多く、次いで「参加してみたい」(20.6%)、「団体の行事や活動に参加したことがある」(6.5%)となっています。



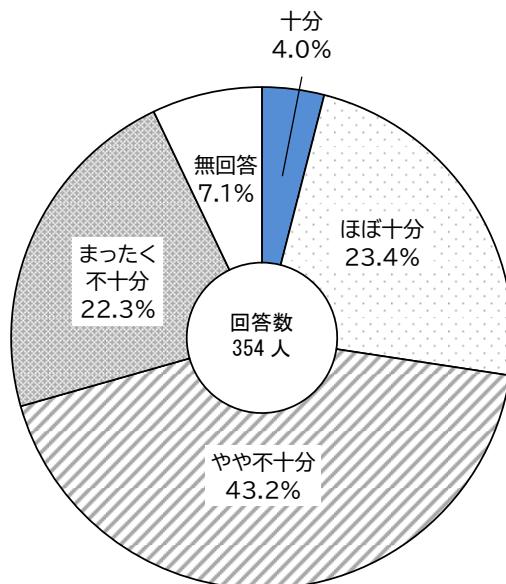
(4) 困った時の相談体制に対する評価

困った時の相談体制に対する評価は、「十分」と「ほぼ十分」を合わせた『十分』と感じている人が4割以上を占めているものの、「やや不十分」と「まったく不十分」を合わせた『不十分』と感じている人も3割以上となっています。



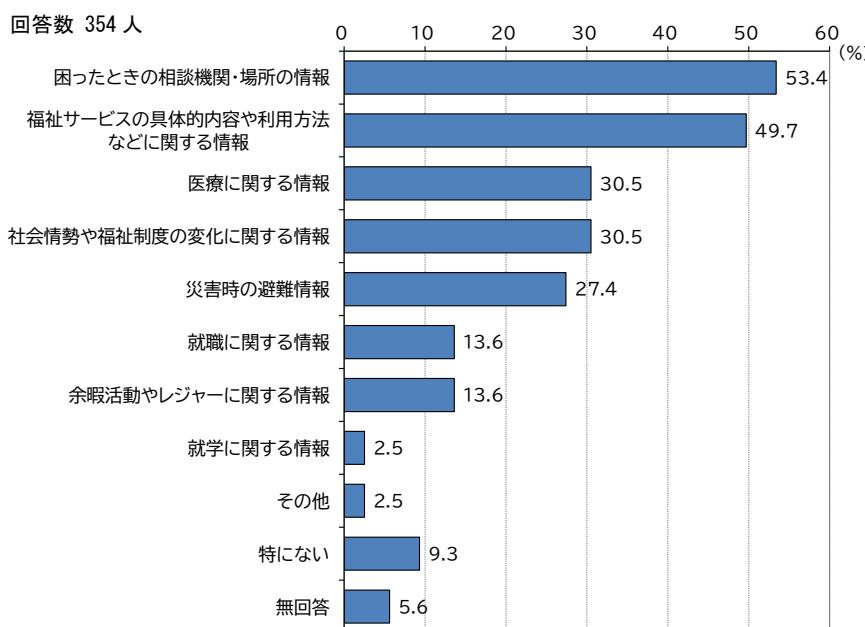
(5) 障害や福祉サービスなどに関する情報の入手方法に対する評価

障害や福祉サービスなどに関する情報の入手方法に対する評価は、「やや不十分」と「まったく不十分」を合わせた『不十分』と感じている人が『十分』と感じている人を上回っており、6割近くを占めています。



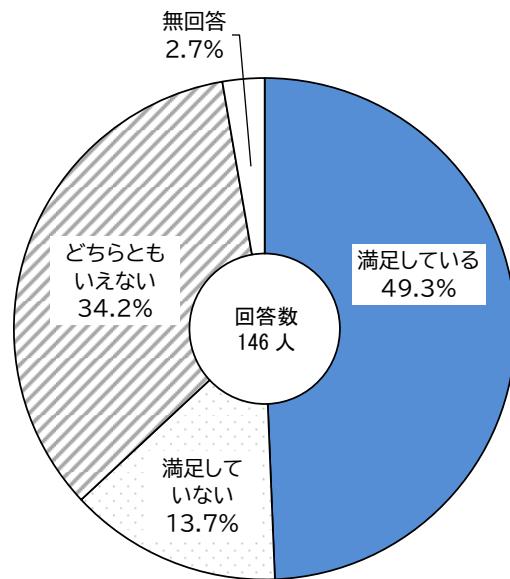
(6) 今後充実してほしい情報

今後充実してほしい情報は、「困ったときの相談機関・場所の情報」(53.4%) が最も多く、次いで「福祉サービスの具体的な内容や利用方法などに関する情報」(49.7%) となっています。



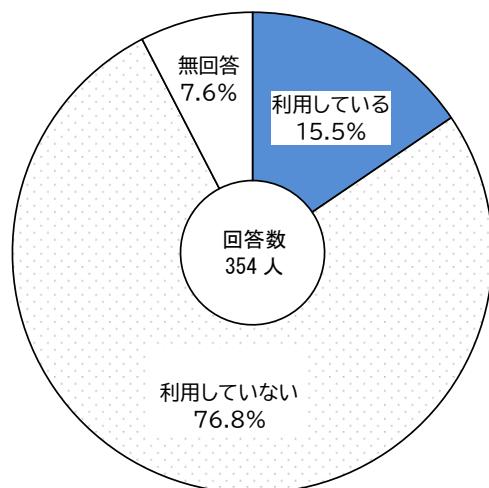
(7) 利用している障害福祉サービスの満足度

利用している障害福祉サービスの満足度は、「満足している」(49.3%) が最も多く、次いで「どちらともいえない」(34.2%)、「満足していない」(13.7%) となっています。



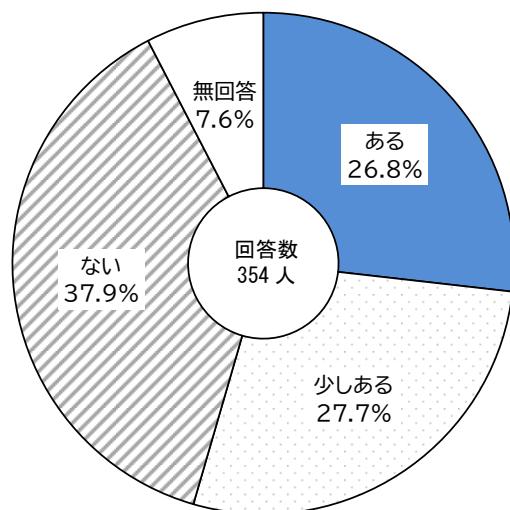
(8) 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスの利用状況は、「利用している」(15.5%)、「利用していない」(76.8%) となっています。



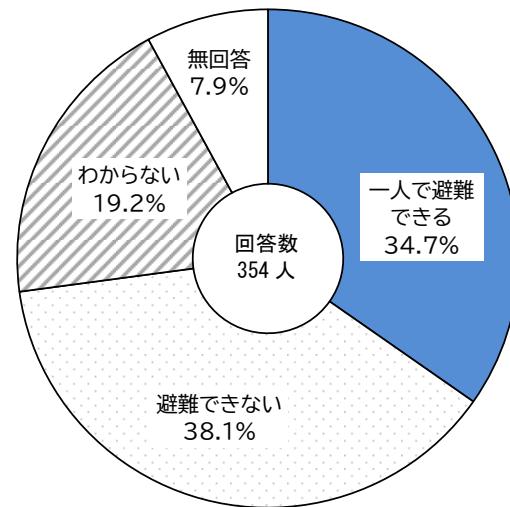
(9) 障害があることで差別や嫌な思いをしたこと

障害があることで差別や嫌な思いをしたことは、「ない」(37.9%) が最も多く、次いで「少しある」(27.7%)、「ある」(26.8%) となっています。



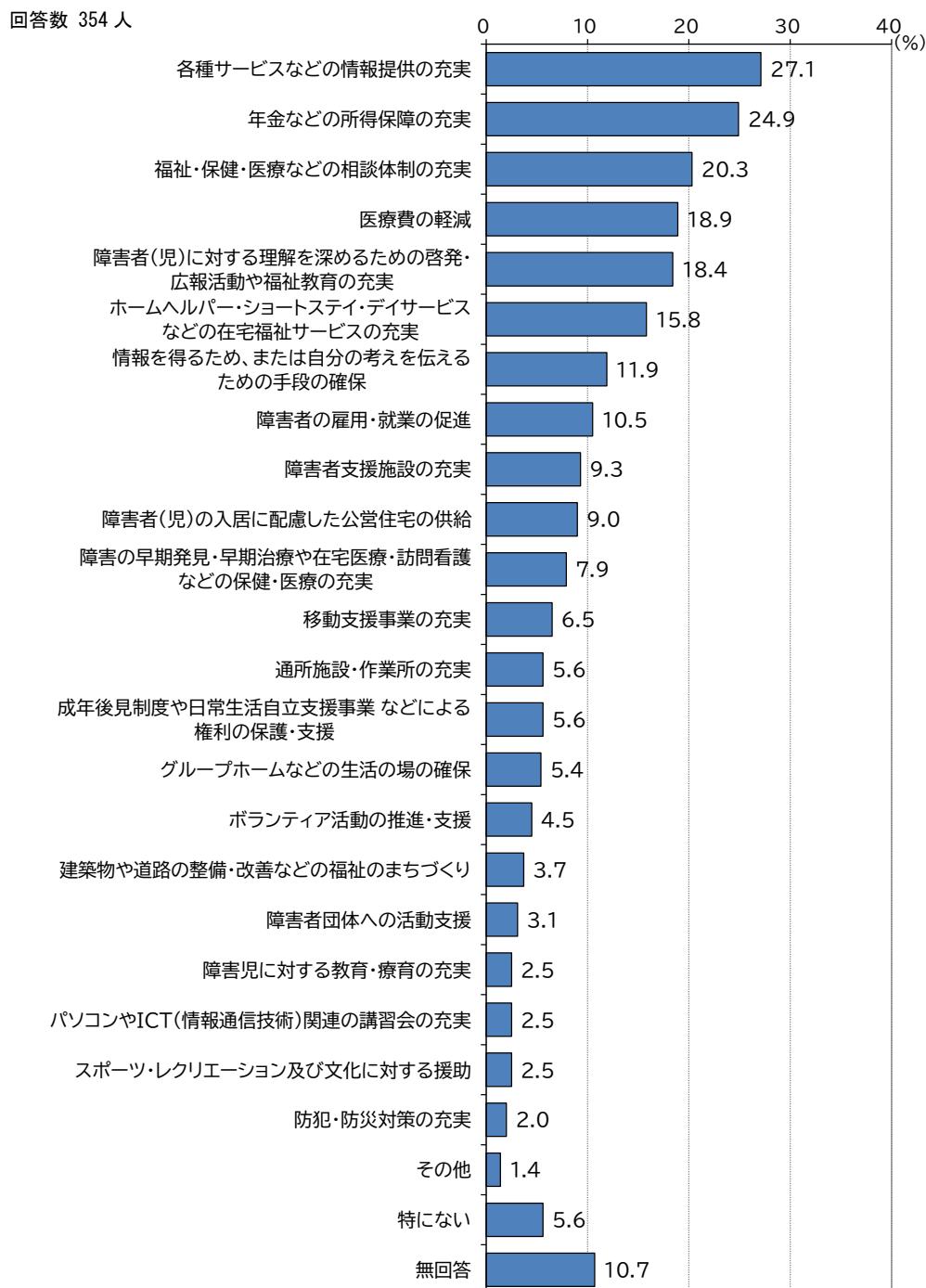
(10) 災害などの緊急時の避難が一人でできるか

災害などの緊急時の避難が一人でできるかは、「一人で避難できる」(34.7%) は3人に1人程度にとどまっており、4割近くの人が「避難できない」という結果となっています。



(11) 今後の障害福祉分野においてもっとも充実してほしいこと

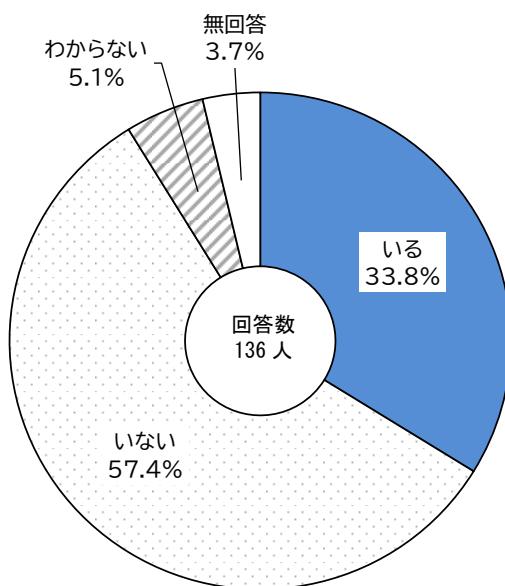
今後の障害福祉分野においてもっとも充実してほしいことは、「各種サービスなどの情報提供の充実」(27.1%)が最も多く、次いで「年金などの所得保障の充実」(24.9%)、「福祉・保健・医療などの相談体制の充実」(20.3%)、「医療費の削減」(18.9%)、「障害者(児)に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実」(18.4%)となっています。



6-3 市民を対象とした調査結果（抜粋）

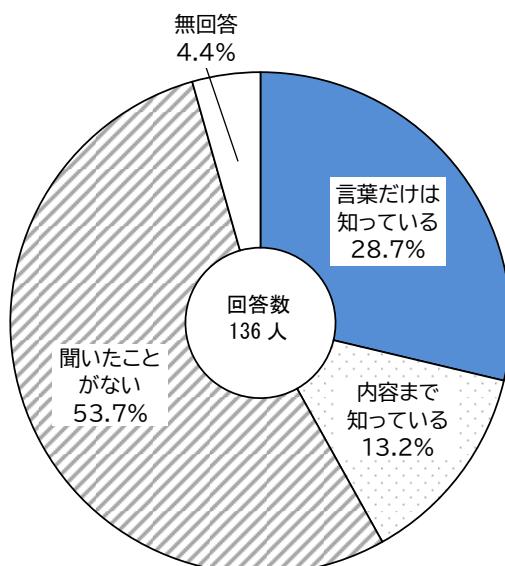
（1） 身近な障害者の有無

身近な障害者の有無は、「いない」（57.4%）が最も多く、次いで「いる」（33.8%）、「わからない」（5.1%）となっています。



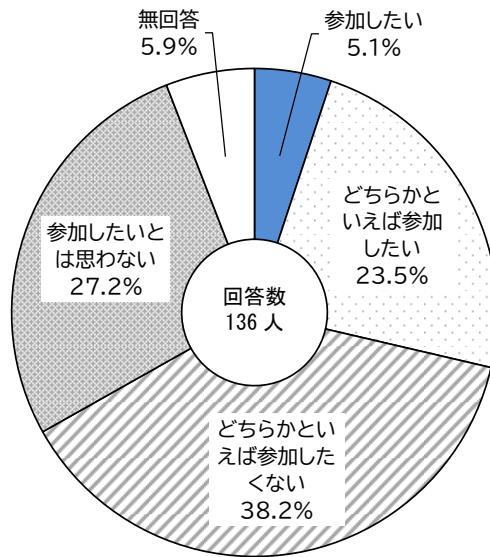
（2） ノーマライゼーションの認知度

ノーマライゼーションの認知度は、「聞いたことがない」（53.7%）が半数以上を占め、「内容まで知っている」（13.2%）は1割程度となっています。



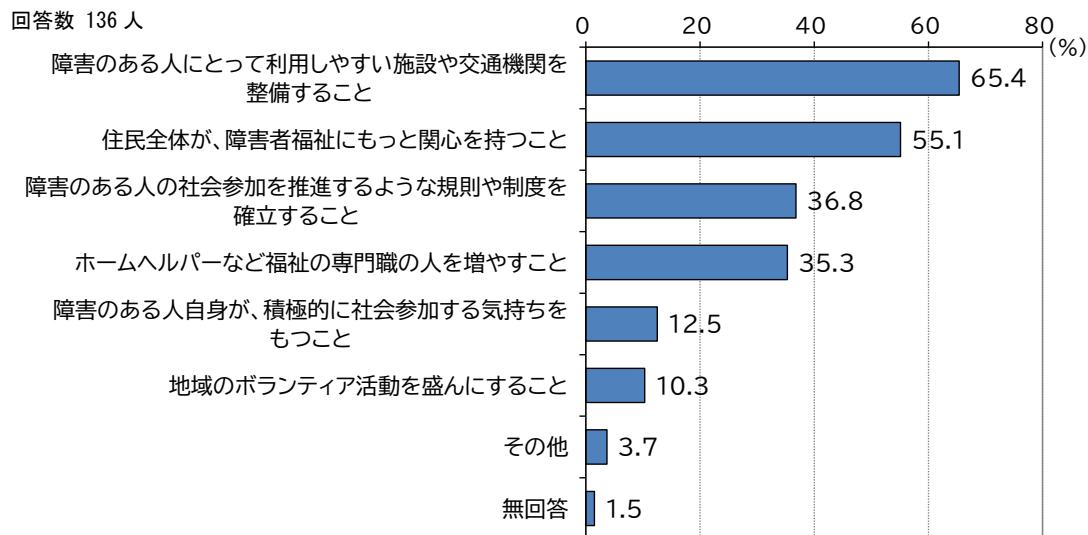
(3) 福祉関係のボランティア活動への今後の参加意向

福祉関係のボランティア活動への今後の参加意向は、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したいとは思わない」を合わせた『参加したくない』という人が6割以上を占めています。



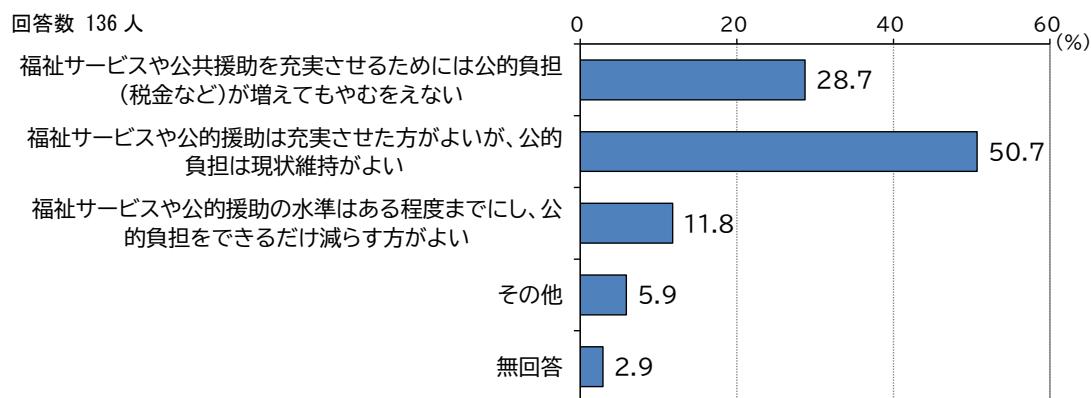
(4) 障害者(児)が地域で自立して生活するために必要だと思うこと

障害者(児)が地域で自立して生活するために必要なことは、「障害のある人にとって利用しやすい施設や交通機関を整備すること」(65.4%)が最も多く、次いで「住民全体が、障害者福祉にもっと関心を持つこと」(55.1%)となっています。



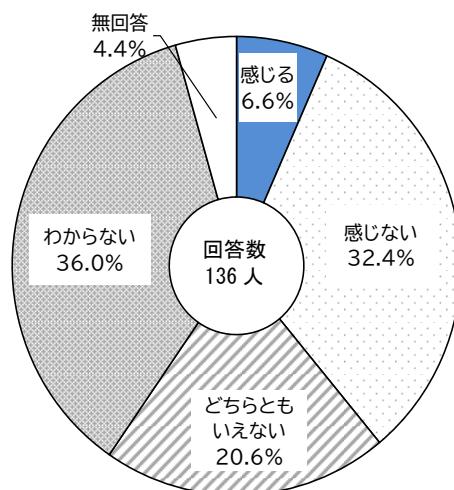
(5) 福祉サービスや公共援助を充実させるための財源についての考え方

福祉サービスや公共援助を充実させるための財源についての考えは、「福祉サービスや公的援助は充実させた方がよいが、公的負担は現状維持がよい」(50.7%) が最も多く、次いで「福祉サービスや公共援助を充実させるためには公的負担（税金など）が増えててもやむをえない」(28.7%) となっています。



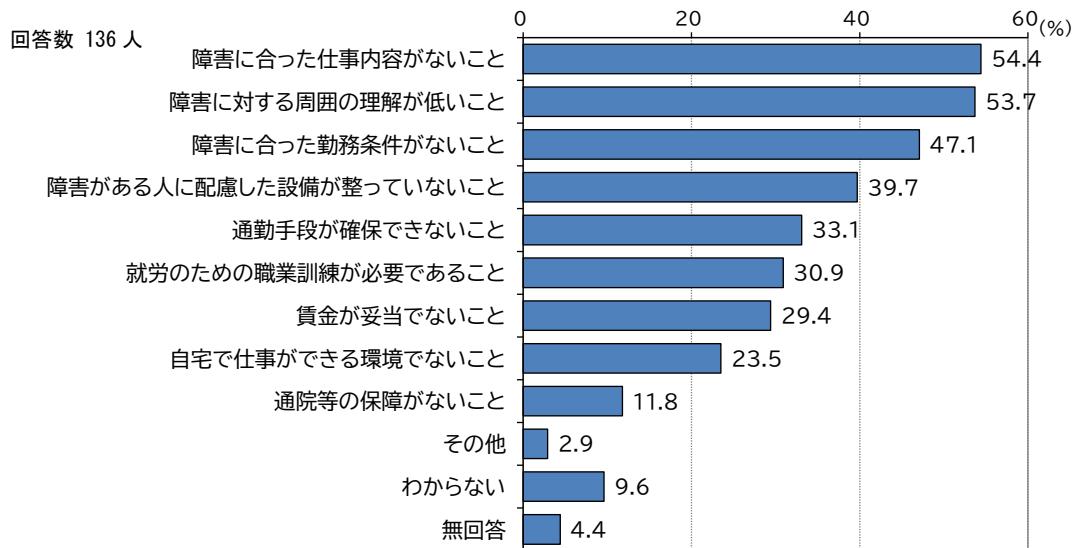
(6) 地域や職場環境などのアクセシビリティ向上の環境整備に対する評価

地域や職場環境などのアクセシビリティ向上の環境整備に対する評価は、「わからない」(36.0%) が最も多く、次いで「感じない」(32.4%)、「どちらともいえない」(20.6%)、「感じる」(6.6%) となっています。



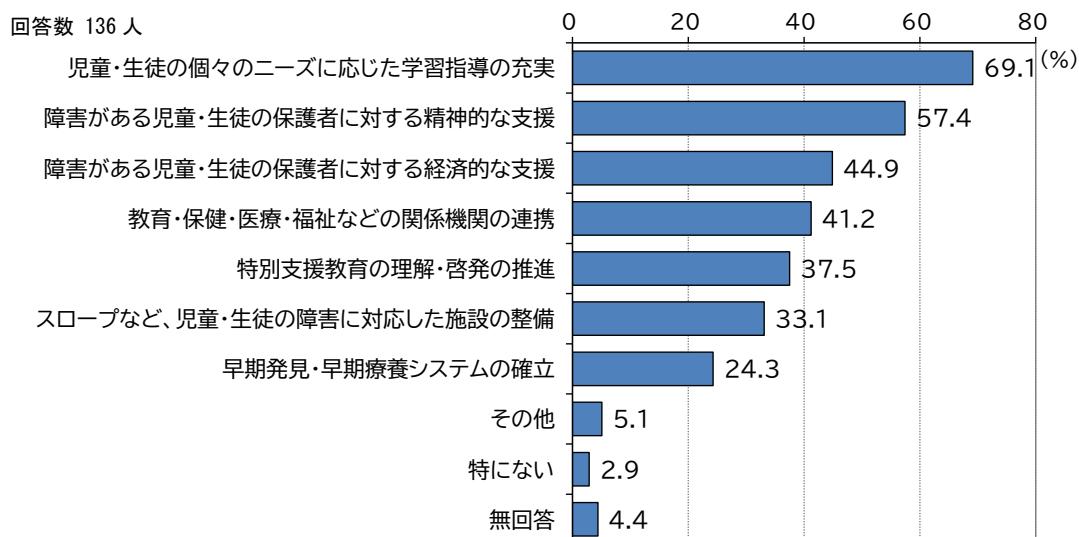
(7) 障害がある人の就労時の課題

障害がある人の就労時の課題は、「障害に合った仕事内容がないこと」(54.4%)が最も多く、次いで「障害に対する周囲の理解が低いこと」(53.7%)、「障害に合った勤務条件がないこと」(47.1%)、「障害がある人に配慮した設備が整っていないこと」(39.7%)、「通勤手段が確保できること」(33.1%)となっています。



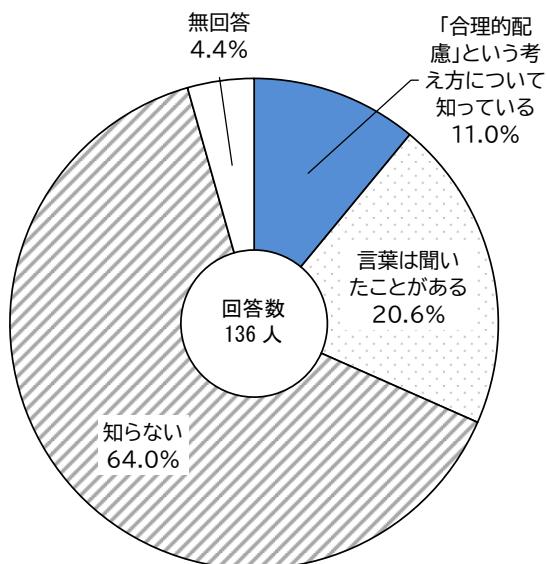
(8) 障害がある子どもの教育に必要なこと

障害がある子どもの教育に必要なことは、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」(69.1%)が最も多く、次いで「障害がある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」(57.4%)、「障害がある児童・生徒の保護者に対する経済的な支援」(44.9%)、「教育・保健・医療・福祉などの関係機関の連携」(41.2%)となっています。



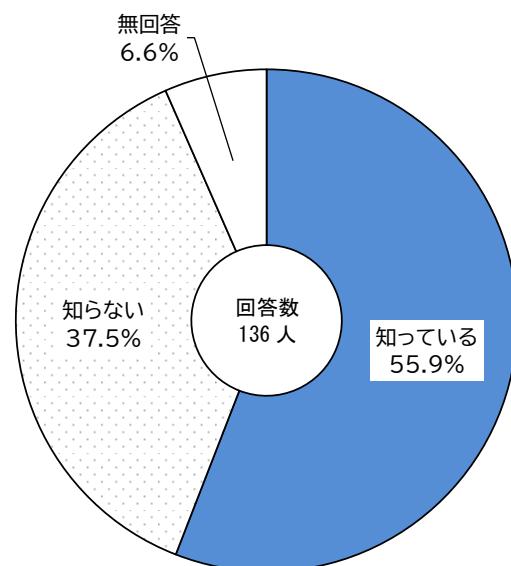
(9) 合理的配慮の認知度

合理的配慮の認知度は、「知らない」(64.0%)が6割を超えて認知度は低くなっています。次いで「言葉は聞いたことがある」(20.6%)、「「合理的配慮」という考え方について知っている」(11.0%)となっています。



(10) 成年後見制度の認知度

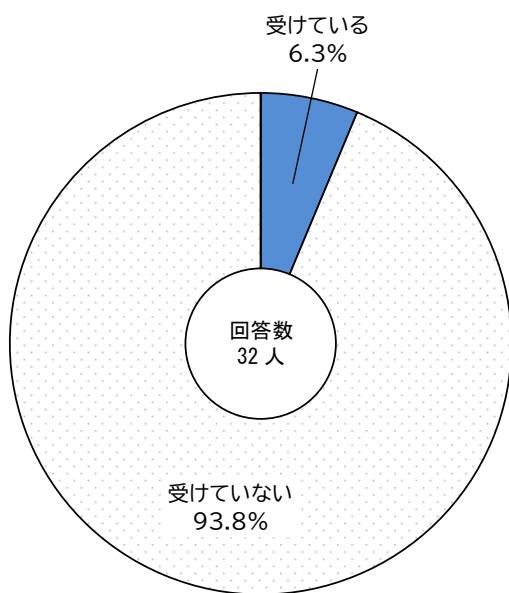
成年後見制度の認知度は、「知っている」(55.9%)、「知らない」(37.5%)となっており、5割以上の人人が知っているという結果となっています。



6-4 障害児通所支援を利用している児童を対象とした調査結果 (抜粋)

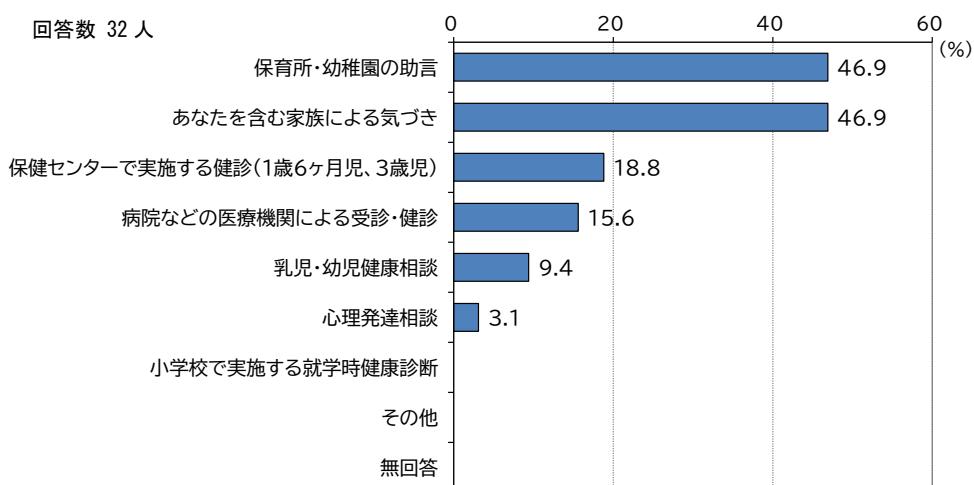
(1) 現在医療的ケアを受けているか

お子さんは現在医療的ケアを受けているかは、「受けていない」(93.8%) が9割以上を占めており、「受けている」(6.3%) は1割未満となっています。



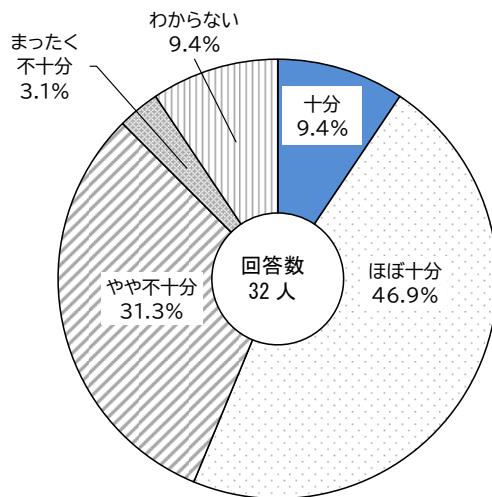
(2) 障害や発達課題に気づいたきっかけ

お子さんの障害や発達課題に気づいたきっかけは、「保育所・幼稚園の助言」、「あなたを含む家族による気づき」(同率で 46.9%) が最も多く、次いで「保健センターで実施する健診(1歳6ヶ月児、3歳児)」(18.8%) となっており、最も身近にいる家族の気づきが多いことが分かります。



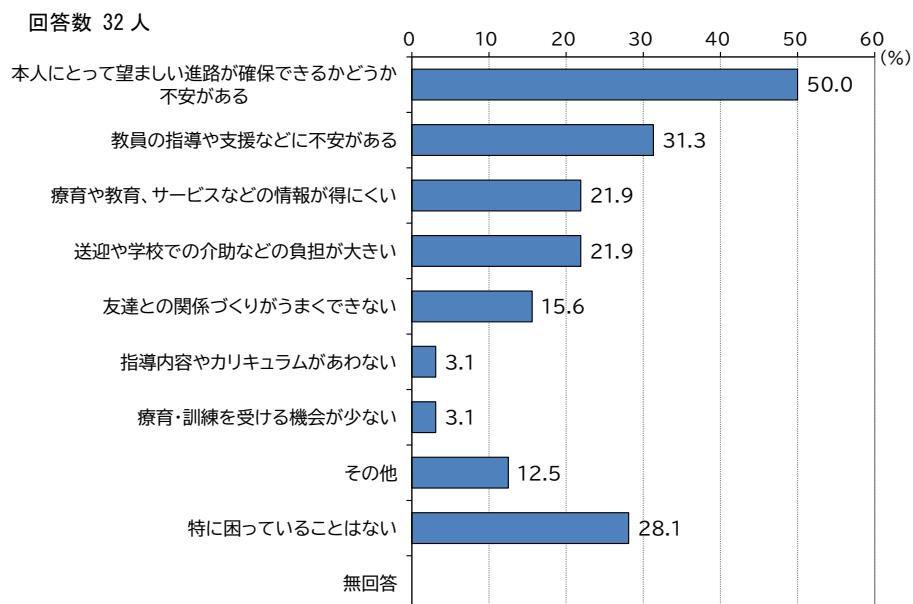
(3) 困った時の相談体制は十分か

困った時の相談体制は十分かは、「十分」と「ほぼ十分」を合わせた『十分』という人が5割以上を占める結果となっています。



(4) 療育や保育、学校教育について困っていること

療育や保育、学校教育について困っていることは、「本人にとって望ましい進路が確保できるかどうか不安がある」(50.0%)が最も多く、次いで「教員の指導や支援などに不安がある」(31.3%)、「療育や教育、サービスなどの情報が得にくい」、「送迎や学校での介助などの負担が大きい」(同率で21.9%)となっています。



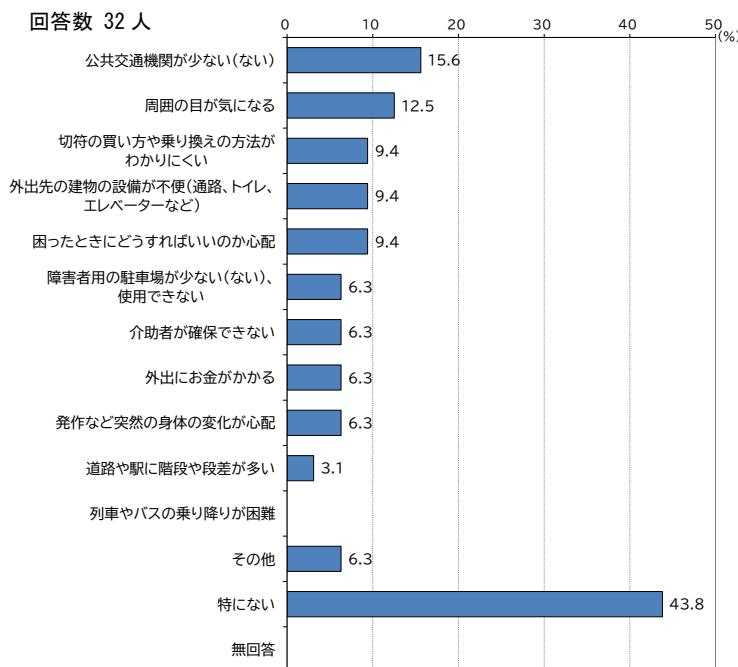
(5) 利用している（していた）障害福祉サービスの満足度

利用している（していた）障害福祉サービスの満足度は、「満足している」(84.4%)が8割以上となっています。



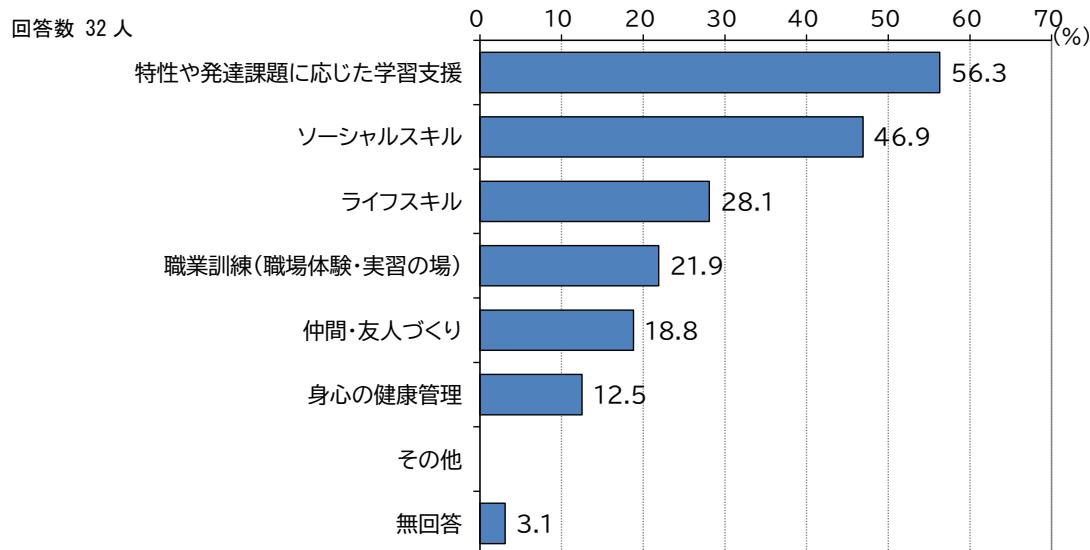
(6) 外出の際に困ったり不便に感じること

外出の際に困ったり不便に感じることは、「公共交通機関が少ない（ない）」(15.6%)が最も多く、次いで「周囲の目が気になる」(12.5%)となっています。一方で、「特にない」(43.8%)も4割以上と多くなっています。



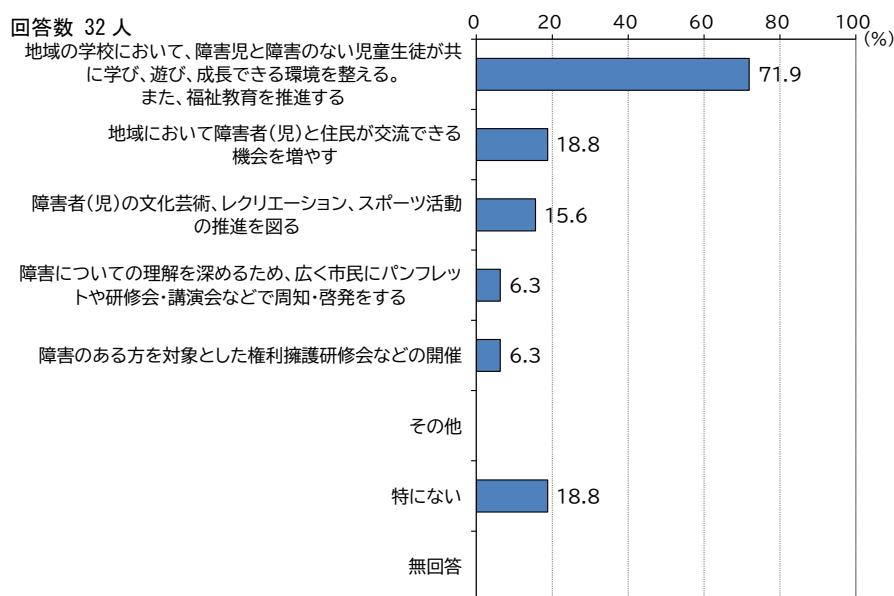
(7) 卒業後、円滑な日常生活・社会生活を送るために学齢期に必要だと思う支援

卒業後、円滑な日常生活・社会生活を送るために学齢期に必要だと思う支援は、「特性や発達課題に応じた学習支援」(56.3%)が最も多く、次いで「ソーシャルスキル」(46.9%)、「ライフスキル」(28.1%)、「職業訓練（職場体験・実習の場）」(21.9%)となっています。



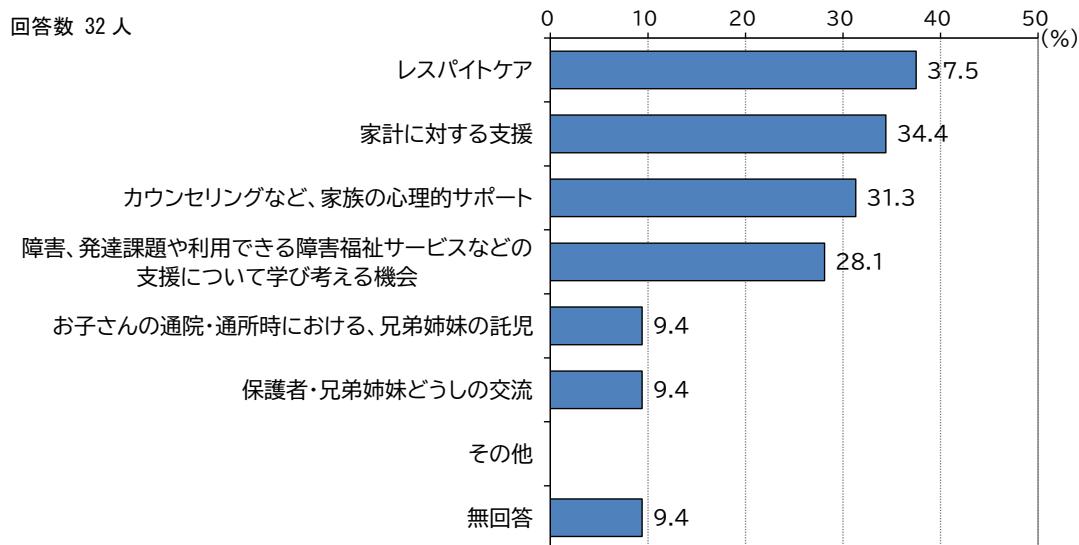
(8) 障害者に対する偏見や差別解消のために必要な取組

障害者に対する偏見や差別解消のために必要な取組は、「地域の学校において、障害児と障害のない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」が7割以上を占めており、その他の項目と比較して突出しています。



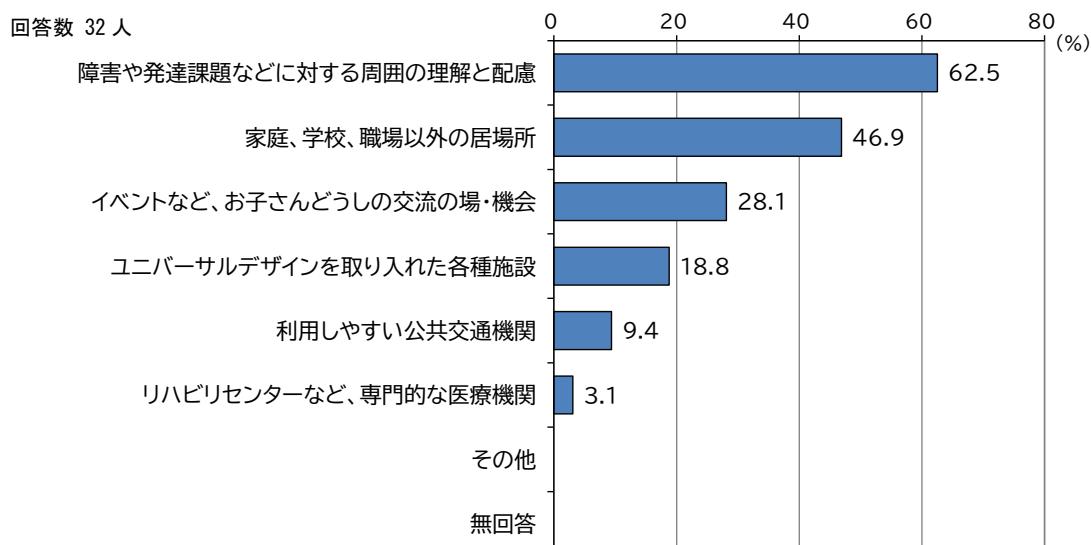
(9) 家族に必要な支援

家族に必要な支援は、「レスパイトケア」(37.5%)が最も多く、次いで「家計に対する支援」(34.4%)、「カウンセリングなど、家族の心理的サポート」(31.3%)となっています。



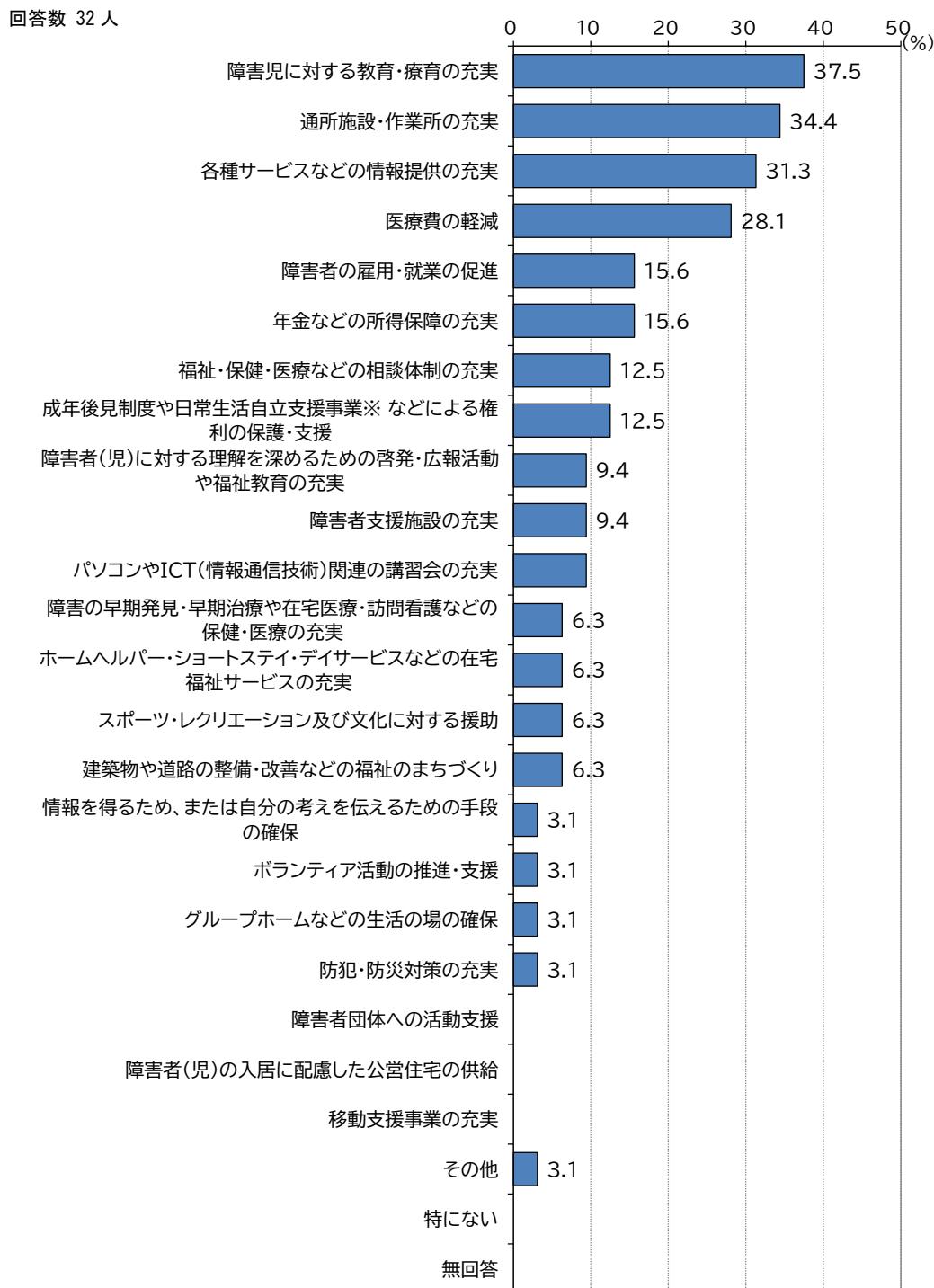
(10) お子さんが過ごす環境に必要なもの

お子さんが過ごす環境に必要なものは、「障害や発達課題などに対する周囲の理解と配慮」(62.5%)が最も多く、次いで「家庭、学校、職場以外の居場所」(46.9%)「イベントなど、お子さんどうしの交流の場・機会」(28.1%)などのソフト面、「ユニバーサルデザインを取り入れた各種施設」(18.8%)などのハード面での環境が必要という結果となっています。



(11) 障害者福祉分野においてもっとも充実してほしいこと

障害者福祉分野においてもっとも充実してほしいことは、「障害児に対する教育・療育の充実」(37.5%)が最も多く、次いで「通所施設・作業所の充実」(34.4%)、「各種サービスの情報提供の充実」(31.3%)となっており、障害児に対する教育・療育、障害者(児)に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育などのソフト面での充実を望む人が多い結果となっています。



7 障害者福祉に関する用語解説

見出	語句	解説
あ行	アクセシビリティ	障害者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	アスペルガー症候群	発達障害の一種。知能と言語の発達は保たれているが、他人との交流が苦手で、共感性に乏しくコミュニケーションが上手に出来ない、行動にこだわりがあることなどが特徴。
	育成医療	自立支援医療の一つ。身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障害児に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の助成を受けられる制度。
	一般就労	企業や公的機関など労働契約に基づいて働く一般的な就労形態。↔福祉的就労
	移動支援事業	単独では外出困難な障害のある人が、社会生活上必不可少な外出及び余暇活動や社会参加のため、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供する事業。
	医療的ケア児	NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にすることを目的に、障害のある者と障害がない者が共に学ぶ仕組み。
か行	学習障害（LD）	発達障害の一つ。知的発達の遅れはないものの、主に読字障害（読みの困難）、書字表出障害（書きの困難）、算数障害（算数、推論の困難）の三つに分類される。
	強度行動障害	他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人々に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現するため、特別な支援が必要な状態のこと。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

見出	語句	解説
	高次脳機能障害	脳が外傷や疾病などにより部分的に損傷を受けることで、記憶、注意、行為、学習、言語などの機能が低下したり、感情のコントロールが困難になること。症状として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがあらわれる。
	広汎性発達障害	発達障害の一つ。対人関係の困難、パターン化した行動や強いこだわりの症状がみられる障害。
	合理的配慮	障害者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として規定されていたが、法改正により、令和6年4月1日からは民間事業者においても法的義務とするよう規定された。
	心のバリアフリー	さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。
さ行	災害ボランティア コーディネーター	災害時に駆けつけたボランティアのコーディネート役として、人材の適切な動員、派遣、配置や個人ボランティアの組織化、グループ間での人員配置調整、救援物資等の配分はもとより、ボランティア活動に不可欠な被災地ニーズの収集などにあたる人。
	サービス等利用計画	障害福祉サービスを利用する人を支援するため、特定相談支援事業所の相談支援専門員が障害福祉サービスを利用するため作成する計画。障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する、障害児通所支援を利用するための計画は「障害児支援利用計画」という。
	児童発達支援センター	通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行うことを目的とする施設。
	社会的障壁	障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指す。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある方への偏見など）などが挙げられる。

見出	語句	解説
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体。地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの活動を進めている。
	社会福祉士	国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、または医師や保健医療サービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。
	重症心身障害児	児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。
	手話通訳者・手話奉仕員	手話通訳者は、県の養成講習会を終了後、県が実施する登録試験に合格し、手話通訳者として登録された人のこと。 手話奉仕員は、市町村等が実施する手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）を修了し、手話奉仕員として登録された人のこと。
	障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、国で定められた80項目の認定調査や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
	障害者基本法	障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。
	障害者虐待防止法	障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。平成24年10月から施行された。

見出	語句	解説
	障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約。平成 18 年 12 月に国連総会において採択され、わが国は、平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月に批准した。
	障害者雇用促進法	障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを定めた法律。
	障害者差別解消法	障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を定めた法律。平成 28 年 4 月に施行された。
	障害者支援施設	障害者総合支援法により「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設。具体的には、障害者に対し、夜間から早朝にかけては施設入所支援を提供するとともに、昼間は生活介護などの日中活動系サービスを行う社会福祉施設。
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。障害のある人による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的とした法律。
	障害者自立支援法	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等を提供し、福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した法律。平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) に改正された。
	障害者総合支援法	平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) が施行された。この法律では、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や目的規定の見直し、制度の谷間に支援を提供する観点から、障害者の定義に難病などが追加された。
	障害者法定雇用率制度（法定雇用率）	障害のある人の雇用を促進するため、「障害者雇用促進法」に基づき、一般の民間企業や国・地方公共団体などに対して、雇用している労働者総数に占める障害のある人の割合を定め、それ以上の雇用を目指す制度。

見出	語句	解説
	障害者優先調達推進法	国・地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障害者等の自立を促進に資することを目的とする法律。平成 25 年 4 月 1 日から施行された。
	障害年金	病気やけがによって生活や仕事などが制限されたようになった場合に、受け取ることができる年金。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できる。
	小児慢性特定疾病	厚生労働省が小児慢性特定疾病治療研究事業として、治療の確立と普及を図り、あわせて医療費の公費負担や日常生活用具の給付等を行っている疾病。主に 18 歳未満で 16 疾病群の 788 疾病が対象。(令和 3 年 11 月現在)
	情報アクセシビリティ	高齢者・障害者が、情報通信機器、ソフトウェア及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作または利用できる機能。
	自立支援給付審査支払等システム	障害者自立支援給付における障害福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が交付する手帳。交付を受けた者は、各種の福祉サービスを受けられる。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声障害・言語障害又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、肝臓、免疫機能の障害等）で、障害の程度により 1 級から 6 級に分けられる。
	身体障害者補助犬法	身体障害者補助犬の育成と身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設の利用と円滑化、社会参加の促進を図るために、身体障害者の訓練事業者及び使用者の義務等を定めるとともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等を定めた法律。平成 14 年 10 月から施行された。

見出	語句	解説
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が、精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある者に対して、交付される手帳。統合失調症、そううつ・うつ病、てんかん、その他の精神疾患が対象となる。各種の支援施策の推進、障害者の自立や社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により、1級から3級までに分けられる。
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。地域包括ケアシステムにおける必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を精神障害者のケアにも応用したもの。
	精神保健福祉士	国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上の障害がある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障害福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人のための「法定後見制度」と将来に能力が不十分になった場合に備える「任意後見制度」がある。 法定後見制度では、家庭裁判所で本人の判断能力に応じ、成年後見人・保佐人・補助人が選任され、当事者の財産管理や身上監護などで不利益が生じないように保護・支援を行う。
	相談支援事業所	障害を抱える人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活の中で感じる不安や困りごとや福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供、助言や必要な援助を行う相談窓口。
	相談支援専門員	障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害者の全般的な相談支援を行う人。

見出	語句	解説
た行	地域相談支援	障害者の地域生活の移行・継続を支えるための障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス。施設に入所している障害者等が地域生活に移行できるようにするために必要な支援を行う「地域移行支援」、単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制や緊急の事態等に相談ができるようにするための「地域定着支援」の2種類がある。
	地域包括ケアシステム	子どもから高齢者まで障害の有無にとらわれず「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「福祉・生活支援」などのサービスを必要とする人に一体的に提供するための仕組み。平成28年5月の障害者総合支援法の一部改正により、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が市町村に義務づけられた。
	地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。
	注意欠陥多動性障害（ADHD）	発達障害の一つ。不注意、多動性と衝動性の症状を主な特徴とし、仕事や学業、友人関係の構築に困難を覚えることがある。
	徳島市障害者自立支援協議会	徳島市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るために、平成19年3月に設置された。
	とくしま見守りねっと（徳島市高齢者・障害者等見守りネットワーク）	高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせるように、協力事業所等と連携し、見守り活動や安否確認を実施している。
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を授けることを目的とする学校。幼稚部、小学部、中学部、高等部に区分され、特別な支援が必要とされている幼児・児童生徒の教育に関し、必要な助言や支援を行うことから、地域の特別支援教育のセンター的な役割を担っている。平成19年度より従来の「盲・ろう・養護学校」が一本化された名称。

見出	語句	解説
	特別支援教育	学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
な行	内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の総称。
	難病患者（特定疾患）医療給付	平成27年施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病の患者に対し、その治療の確立と医療費の負担軽減に資するため、難病患者への医療給付の自己負担分等の一部を公費で負担するもの。それ以前は、特定疾患治療研究事業として実施していた。
	日常生活用具	重度障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具。具体的には、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、人工喉頭等。
	NET119 緊急通報システム	聴覚障害者や言語障害等により音声通話が困難な者が、携帯電話やスマートフォンのウェブ（インターネット機能）を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるシステム。事前に利用者登録が必要。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
は行	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。
	福祉避難所（二次避難所）	災害救助法が適用される場合等の大規模な地震・風水害等の自然災害が発生した場合に、指定避難所である小中学校等に設置される福祉避難スペースでの避難生活が困難な避難行動要配慮者のために、日常生活上の生活支援等の体制が整った避難所として、災害発生後に開設するもの。
	ヘルプマーク	外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

見出	語句	解説
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。
や行	ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが利用可能であるように設計段階からあらかじめデザインすること。
	ユーザビリティ	使いやすさ、使い勝手のこと。
	要約筆記	話し手の内容を要約し、それを筆記やパソコン等を用いて聴覚障害者に伝達する方法。
ら行	療育	障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育のこと。
	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障害者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。各都道府県の実施要綱に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長から交付される手帳には、障害の程度により重度の場合には「A」、他の場合には「B」と記載される。
	レスパイトケア	一時的に介護を代替し、障害者等を在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的とする支援。